

令和 5 年版

障がい者のしおり

～障がいがあっても地域で安心して生活するために～



八 雲 町

しおりをご覧になる前に

- このしおりの内容は、原則として令和 5 年 1 月 1 日現在の内容で作成しております。今後、各種制度の内容が変わる場合がありますので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。
- 掲載している制度については、事前に手続きが必要な場合がありますので、申請等の前に各窓口にお問い合わせください。
- 記載内容は最小限にとどめてありますので、詳細については各窓口にお問い合わせください。
- 掲載されている関係機関・施設などの住所・連絡先は、都合により変更する場合がありますので、ご注意ください。

も く じ

■障がい福祉制度対象一覧表	4
■相談の窓口について	
1. 町の相談窓口	7
2. 虐待通報窓口	8
3. 国や道などの公的機関の窓口	9
4. 八雲町社会福祉協議会	11
5. 民生委員・児童委員	11
6. 障がい者相談員	11
■障がい者手帳の交付について	
1. 身体障害者手帳	12
2. 療育手帳	12
3. 精神障害者保健福祉手帳	13
■各種サービス・日常生活の援助などについて	
1. 障害福祉サービス（障害者総合支援法）	14
2. 障害児通所支援（児童福祉法）	18
3. 地域活動支援センター	19
4. 社会参加の促進	19
5. 八雲総合病院精神科ショートケア	20
6. レスパイト入院	20
7. 補装具費の支給	21
8. 地域生活支援事業	22
(1)障がい者相談支援事業 (2)成年後見制度利用支援事業 (3)意思疎通支援事業 (4)移動支援事業 (5)重度障がい児通学費助成事業 (6)自動車改造助成事業 (7)町広報紙等音声化事業 (8)日常生活用具の給付（貸与） (9)障がい者レクリエーション活動等支援事業 (10)障がい者日中一時支援事業 (11)障がい者マーク等配布事業 (12)巡回支援専門員整備（いたずらっ子の会）	
9. 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	26
10. 給食サービス	27
11. 救急医療情報キット配布事業（やくも安心キット）	27
12. 除雪費助成金交付事業	27
13. 日常生活自立支援事業	28
14. 移送サービス	28
15. 福祉用具貸出事業	28
16. 生きがいデイサービス	29
17. 緊急通報電話機の貸与	29

18. 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業	30
19. 身体障害者等駐車禁止除外指定車標章の交付	30
20. NET(ネット)119に	30
21. ファクシミリの警察連絡 (FAX110番)	31
22. 選挙について	32
23. 特別支援教育就学奨励費	33
24. 腎臓機能障がい者通院交通費助成事業 (北海道)	33

■各種軽減措置について

1. 税金の控除・減免など	34
2. 非課税貯蓄制度	36
3. JRの旅客運賃割引	36
4. 航空運賃の割引	37
5. 有料道路料金の割引	37
6. 民営バス料金の割引	38
7. NTT番号案内(104)の料金免除	38
8. 点字郵便物等の減免	39
9. NHK放送受信料の減免	39
10. タクシー料金の割引	39
11. タクシー料金の助成(福祉タクシー)	39
12. 入浴料の助成	40
13. 上下水道料金の軽減	40
14. 携帯電話料金の割引	41
15. 高額障害福祉サービス等給付費	41
16. 新高額障害福祉サービス等給付費	42

■健康と医療について

1. 自立支援医療制度について(精神通院医療、更生医療、育成医療)	43
2. 特定疾病療養受療証の交付(マル長)	45
3. 治療用装具	45
4. 重度心身障害者(児)医療費助成制度	45
5. ひとり親家庭等・子ども医療費助成制度	46
6. 障害認定による後期高齢者医療制度	46
7. 小児慢性特定疾病医療費助成制度	47
8. 特定医療費(指定難病)受給者証	47
9. 高齢者等のインフルエンザワクチン予防接種	47
10. 高齢者等の肺炎球菌ワクチン予防接種	48

■年金について

1. 障害基礎年金	49
2. 障害厚生年金	49
3. 船員保険	49
4. 各種共済年金	49
5. 特別障害給付金	50
■手当について	
1. 児童扶養手当	52
2. 特別児童扶養手当	52
3. 障害児福祉手当	52
4. 特別障害者手当	53
5. 外国人高齢者・障害者福祉給付金	53
6. 冬期福祉手当	53
■保険・貸付制度・町営住宅について	
1. 心身障害者扶養共済制度	54
2. 生活福祉資金の貸し付け	54
3. 町営住宅	56
■各種団体・サークルについて	
■その他	
1. 障害者差別解消法について	58
2. 災害時要援護者名簿登録のご案内	58
3. SOSネットワークについて	59
4. 介護マーク入り名札の配布について	59
5. 育ちと学びの応援ファイル「カラフル（療育カルテ）」のご紹介	60
6. 八雲町地域自立支援協議会のご案内	61
7. ナスバ（自動車事故対策機構）について	61
■参考資料	
1. 雇用安定制度内容	63
2. 据え置き型拡大読書機設置場所のご案内	64
3. 八雲町内オストメイト・障がい者対応トイレ施設一覧	65
4. 共生サロンのご案内	66
5. 身体障害者手帳障がい程度等級表	67
6. 療育手帳の障がい程度について	70
7. 精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準	70
8. 障害者総合支援法の対象疾患一覧	72
9. 障害福祉サービス、障害児通所支援事業者のご紹介	75
10. 障がい関係団体のご紹介	78

■ 障がい福祉制度対象一覧表

凡例：○該当 △一部該当

区分	各種サービス・日常生活の援助																												
掲載ページ	14	18	19	19	20	20	21	22	22	22	22	23	23	24	24	25	25	25	26	26	27	27	27	28	28	28	29		
障がい種別 事項 等級	障害福祉サービス	障害児通所支援	地域活動支援センター	社会参加の促進	八雲総合病院 精神科シヨトケア	レスパイト入院	補装具費の支給	障がい者相談支援事業	成年後見制度利用支援事業	意思疎通支援事業	移動支援事業	重度障がい児通学費助成事業	自動車改造助成事業	町広報紙等音声化事業	給付日常生活用具の貸与	活動性等支援事業	障がい者レクリエーション	障がい者日中一時支援事業	障がい者マーク等配布事業	(いたすらすらす子の会) 巡回支援専門員整備	小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付	給食サービス	救急医療情報キット配布事業	除雪費助成金交付事業	日常生活自立支援事業	移送サービス	福祉用具貸出事業	生きがいデイサービス	
視覚	1	○	○	○	○	○	△	○		○	○			○	△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
	2	○	○	○	○	○	△	○		○	○			○	△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
	3	○	○	○	○	○	△	○						○	△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
	4	○	○	○	○	○	△	○						○	△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
	5	○	○	○	○	○	△	○						○	△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
	6	○	○	○	○	○	△	○						○	△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
聴覚・ 平衡機能	2	○	○	○	○	○	△	○		○					△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
	3	○	○	○	○	○	△	○		○					△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
	4	○	○	○	○	○	△	○		○					△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
	5	○	○	○	○	○	△	○		○					△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
	6	○	○	○	○	○	△	○		○					△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
	3	○	○	○	○	○	△	○		○					△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
4	○	○	○	○	○	△	○		○					△	○	○	○			△	△	△		△	△	△			
肢体	1	○	○	○	○	○	△	○							△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
	2	○	○	○	○	○	△	○						△	△	○	△	△	○			△	△	△		△	△	△	
	3	○	○	○	○	○	△	○						△	△	○	△	△	○			△	△	△		△	△	△	
	4	○	○	○	○	○	△	○						○	△	△	○	○	○			△	△	△		△	△	△	
	5	○	○	○	○	○	△	○						○	△	△	○	○	○			△	△	△		△	△	△	
	6	○	○	○	○	○	△	○						○	△	△	○	○	○			△	△	△		△	△	△	
内部	1	○	○	○	○	○	△	○							△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
	2	○	○	○	○	○	△	○							△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
	3	○	○	○	○	○	△	○							△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
	4	○	○	○	○	○	△	○							△	○	○	○			△	△	△		△	△	△		
知的	A	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	△	○	○	○			△	△	△	△				△	
	B	○	○	○	○	○		○	○		○			○	△	○	○	○			△	△	△	△				△	
精神	1	○	○	○	○	○		○	○		○	○			△	○	○	○			△	△	△	△				△	
	2	○	○	○	○	○		○	○		○				△	○	○	○			△	△	△	△				△	
	3	○	○	○	○	○		○	○		○				△	○	○	○			△	△	△	△				△	
所得制限							有		有				有		有					有									

※ 下記の表で該当しても他に必要な要件がありますので、詳細は掲載ページをご覧ください。

※ このページでは、障がい者手帳の等級を要件とする制度を掲載しています。それ以外の制度も多数ありますので、
もくじから掲載ページをご覧ください。

													各種軽減措置										区分				
29	30	30	30	31	32	33	33	34	36	36	37	37	38	38	39	39	39	39	40	40	41	41	42	掲載ページ	障がい種別	等級	
緊急通報電話機の貸与	酸素濃縮器使用助成事業等	在宅難病患者の交付	身体障害者等駐車禁止	NET(ネット) 119番	選挙についで	特別支援教育就学奨励費	助成事業(北海道)	腎臓機能障がい者通院交通費	税金の控除・減免など	非課税貯蓄制度	JRの旅客運賃割引	航空運賃の割引	有料道路料金の割引	民営バス料金の割引	NTT番号案内(104)	点字郵便物等の減免	NHK放送受信料の減免	タクシー料金の割引	(福祉タクシー)	タクシー料金の助成	入浴料の助成	上下水道料金の軽減	携帯電話料金の割引	高額ビジネス等給付費			高額障害書給付費
△		△				△		△	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	1	視覚		
△		△				△		△	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	2			
△		△				△		△	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○		△	○	○	3			
△		△				△		△	△	○	○	○	○	○	○	△	○		○		△	○	○	4			
△		△				△		△	△	○	○	○	○	○	○	△	○		○		△	○	○	5			
△		△				△		△	△	○	○	○	○	○	○	△	○		○		△	○	○	6			
△		△	△	△		△		△	△	○	○	○	○		○	△	○	△	○	△	△	○	○	2	聴覚・平衡機能		
△		△	△	△		△		△	△	○	○	○	○			△	○	△	○		△	○	○	3			
△		△	△	△		△		△	△	○	○	○	○			△	○		○		△	○	○	4			
△		△	△	△		△		△	△	○	○	○	○			△	○		○		△	○	○	5			
△		△	△	△		△		△	△	○	○	○	○			△	○		○		△	○	○	6			
△		△	△	△		△		△	△	○	○	○	○			△	○	△	○		△	○	○	3	言語		
△		△	△	△		△		△	△	○	○	○	○			△	○		○		△	○	○	4			
△		△			△	△		△	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	1	肢体		
△		△			△	△		△	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	2			
△		△			△	△		△	△	○	○	○	○			△	○	○	○		△	○	○	3			
△		△			△	△		△	△	○	○	○	○			△	○		○		△	○	○	4			
△		△			△	△		△	△	○	○	○	○			△	○		○		△	○	○	5			
△		△			△	△		△	△	○	○	○	○			△	○		○		△	○	○	6			
△	△	△			△	△	△	△	△	○	○	○	○		○	△	○	○	○	△	△	○	○	1	内部		
△	△	△			△	△	△	△	△	○	○	○	○		○	△	○	○	○	△	△	○	○	2			
△	△	△			△	△	△	△	△	○	○	○	○			△	○	○	○		△	○	○	3			
△	△	△			△	△	△	△	△	○	○	○	○			△	○		○		△	○	○	4			
△		△			△			△	△	○	○	○	○		○	△	○	○	○	△	△	○	○	A	知的		
△		△			△			△	△	○	○		○		△	○		○		△	△	○	○	B			
△		△			△			△	△		○		△			△	△	○	○	△	△	○	○	1	精神		
△		△			△			△	△		○		△			△	△	○	○		△	○	○	2			
△		△			△			△	△		○		△			△	△		○		△	○	○	3			
							有									有		有		有		有	有	所得制限			

区分	健康と医療								年金や手当					その他														
掲載ページ	43	45	45	45	46	46	47	47	47	48	49	50	52	52	53	53	54	54	56	58	59	59	60	61	66			
障がい種別	自立支援医療（マル長）	特定疾病療養受療証	治療用装具	重度心身障害者（児）	子ども医療助成制度	ひとり親家庭等	後期高齢者医療制度	医療費助成制度	小児慢性特定疾病	特定医療費（指定難病）	高齢者等のインフルエンザ	高齢者等の肺炎球菌	各種年金	特別障害給付金	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	その他各種手当	心身障害者扶養共済制度	生活福祉資金の貸し付け	町営住宅	災害時要援護者名簿登録	SOSネットワーク	介護マーク入り名札の配布	一カラフル（療育カルテ）	育ちと学びの応援ファール	ナスバ（自動車事故）	雇用安定制度
視覚	1	○		○	△	○						△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		○	△	△	△	△	
	2	○		○	△	○						△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		○	△	△	△	△
	3	○			△	○						△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△	△
	4	○			△							△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△
	5	○			△							△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△
	6	○			△							△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△
聴覚・平衡機能	2	○		○	△	○						△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		○	△	△	△	△	
	3	○			△	○						△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△	
	4	○			△							△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△	
	5	○			△							△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△	
	6	○			△							△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△	
	3	○			△	○						△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△	
4	○			△	△						△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△		
肢体	1	○		△	○	△	○				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		○	△	△	△	△	
	2	○		△	○	△	○					△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		○	△	△	△	△	
	3	○		△		△	○					△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△	
	4	○		△		△	△					△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△	
	5	○		△		△						△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△	
	6	○		△		△						△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△	
内部	1	○	△		○	△	○				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		○	△	△	△	△	
	2	○	△		○	△	○					△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		○	△	△	△	△	
	3	○	△		○	△	○					△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△	
	4	○	△			△						△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	△	△	△	△	
知的	A				○	△	○					△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△			△	
	B					△						△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	○	△		△	
精神	1	○			○	△	○					△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	△	
	2	○				△	○					△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	○	△	△	△	
	3	○				△						△	△	△	△	△	△	△	△	△			○	○	△	△	△	
所得制限	有			有	有		有				有		有	有	有	有												

■ 相談の窓口について

1 町の相談窓口

窓口	連絡先	内容
保健福祉課 障がい者福祉係 (シルバープラザ内)	電話 (0137) 64-2111 FAX (0137) 63-4411	障がい者手帳、障がい福祉サービス、障がい児通所支援、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業、各種手当などの相談や申請手続きなどを行っています。
住民サービス課 環境生活係 (熊石総合支所内)	電話 (01398) 2-3111 FAX (01398) 2-3230	
八雲町障がい者 基幹相談支援センター (シルバープラザ内)	電話 (0137) 64-2111 FAX (0137) 63-4411	地域の障がいを持っている方などが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい福祉サービスをはじめ保健・医療・福祉など生活についての様々な相談を受け、支援をします。
八雲地域包括支援センター (シルバープラザ内)	電話 (0137) 65-5001 FAX (0137) 63-4411	地域の高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービスをはじめ保健・医療・福祉など生活についての様々な相談を受け、支援します。
熊石地域包括支援センター (熊石総合支所内)	電話 (01398) 2-2365 FAX (01398) 2-3230	
八雲町 子育て支援センター	電話 (0137) 62-2573 FAX (0137) 62-2660	子育てや教育、不登校・ひきこもり等に関する相談や情報提供。また、一時預かり、一般開放、あそびの提供などを行っています。
住民生活課 児童係 (八雲町役場内)	電話 (0137) 62-2112 FAX (0137) 62-2120	保育所関係、児童手当等の相談、受付などを行っています。
八雲町 子ども発達支援センター (シルバープラザ内)	電話 (0137) 63-4622	発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、保健・福祉・教育・就労など関係機関から一貫した適切な支援を受けるために、相談や情報提供、関係機関との連絡調整等を行います。

2 虐待通報窓口

障がい者虐待の場合

八雲地域	平日 8 : 30～17 : 15	保健福祉課障がい者福祉係 (シルバープラザ内)	電話 : 0137-64-2111
	平日の夜間・休日	八雲町役場 : 宿日直室	電話 : 0137-62-2111
熊石地域	平日 8 : 30～17 : 15	住民サービス課環境生活係 (熊石総合支所内)	電話 : 01398-2-3111
	平日の夜間・休日	熊石総合支所 : 宿日直室	電話 : 01398-2-3111

児童（障害児を含む）虐待の場合

八雲地域	平日 8 : 30～17 : 15	子育て支援センター	電話 : 0137-62-2573
	平日・休日夜間 共通	住民生活課児童係 (八雲町役場内)	電話 : 0137-62-2112
熊石地域	平日 8 : 30～17 : 15	住民サービス課環境生活係 (熊石総合支所内)	電話 : 01398-2-3111
	平日の夜間・休日	熊石総合支所 : 宿日直室	電話 : 01398-2-3111
八雲・熊石地域 共通	平日・休日夜間 共通	函館児童相談所	電話 : 0138-54-4152
		児童相談所 全国共通ダイヤル	電話 : 189 (いちはやく)

高齢者虐待の場合

八雲地域	平日・休日夜間 共通	保健福祉課包括支援係 (シルバープラザ内)	電話 : 0137-65-5001 (※休日・夜間は八雲町役場 宿日直室へ転送されます。)
熊石地域	平日・休日夜間 共通	住民サービス課住民福祉係 (熊石総合支所内)	電話 : 01398-2-2365

3 国や道などの公的機関の窓口

(1) 保健環境部八雲地域保健室（八雲保健所）

精神保健や心の健康づくりに関する事業のほか、小児慢性特定疾病医療費助成制度や特定医療費（指定難病）の事務、在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業などの各種事業を行っています。

- ・精神障がいに関する普及啓発活動
- ・心の健康に関する相談
- ・精神障がい者、難病患者に対する訪問相談支援の実施
- ・難病患者の療養支援体制整備
- ・小児慢性特定疾病医療費助成制度
- ・特定医療費（指定難病）
- ・在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

問合せ先	電話 (0137) 63-2168	FAX (0137) 63-2169
	住所：八雲町末広町 120 番地	

(2) 函館公共職業安定所八雲出張所

障がいのある方のための職業相談や各種制度の紹介を行っています。（63～64 ページ参照）

問合せ先	電話 (0137) 62-2509	FAX (0137) 62-2951
	住所：八雲町相生町 108 番地 8 八雲地方合同庁舎内	

(3) 函館児童相談所

18 歳未満の児童に関する、さまざまな相談に応じるとともに、専門的な立場から判定や助言・指導を行っています。発達全般についての相談、および施設入所、諸制度を受けるための相談などを担当しています。

問合せ先	電話 (0138) 54-4152	FAX (0138) 32-6159
	住所：函館市中島町 37 番 8 号	

(4) 函館地域生活支援センター

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、地域生活に移行するための相談や必要な支援を行っています。

また、地域で安心して生活できるように、行政・地域の関係機関と協働して地域の支援体制づくりを行っています。

問合せ先	電話 (0138) 54-6757	FAX (0138) 54-6811
	住所：函館市駒場町 9 番 24 号	

(5) 北海道発達障害者支援センター「あおいそら」

自閉症スペクトラムや注意欠如多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）など発達障がいのある方とご家族が安心して、より充実した生活を地域で送ることができるようにお手伝いをするセンターです。様々な悩みや疑問を一緒に考え、解決へ向けてより具体的なお手伝いをします。

- ・ 学習会・研修会の企画および講師派遣

発達障がいについての特徴を知り、具体的な支援の方法について学ぶ機会を提供します。

- ・ コンサルテーション

保育園、幼稚園、学校や職場などを訪問し、支援される方の日々の悩み・相談に応じます。

- ・ 相談

日常生活における様々な相談をお受けします。（外来要予約）

ご相談の際は、支援者の方とご一緒に、センターをご活用いただくことをお勧めしています。

※その他、詳細はホームページ（<http://www.yuai.jp/aoisora/>）をご確認ください。

問合せ先	電話 (0138) 46-0851	FAX (0138) 46-0857
	住所：函館市石川町 90 番地 7	

(6) 道南しょうがい者就業・生活支援センター「すてっぷ」

障がいのある方が職業生活における自立を図れるように必要な支援を行います。

- ・ 仕事を探している方や長続きしない方、職場で困っている方の相談を受け、ひとりひとりに合った支援を行います。

1)就職活動のアドバイス、サポート（各種訓練制度の紹介や実習場所の斡旋、職場見学の実施）

2)職場定着のアドバイス、サポート、ジョブコーチの派遣

- ・ 企業の障がい者雇用に関する相談を受け、アドバイスを行います。

- ・ 地域社会への働きかけを行います。

- ・ 支援者、障がいのある方向けの勉強会や講演会の企画・実施

※仕事の斡旋は行っていません。

問合せ先	電話 (0138) 34-7177	FAX (0138) 34-5545
	住所：函館市石川町 90 番地 7	

(7) 指定相談支援事業所 ひかり（地域づくりコーディネーター）

北渡島檜山圏域・南檜山圏域（八雲町、長万部町、今金町、せたな町、江差町、乙部町、上ノ国町、厚沢部町、奥尻町）に住む方々を対象に、障がい種別や年齢を問わない総合的な相談に応じ、必要な情報提供や関係機関の紹介などの支援を行います。ご本人やご家族はもちろん、関係機関からの相談など、あらゆる立場の方々がご利用いただけます。

また、障がいのある方が希望する地域で安心して生活できるように、行政・地域の関係機関と協働して地域の支援体制づくりを行っています。

問合せ先	電話 (0137) 83-8115	FAX (0137) 83-8116
	住所：瀬棚郡今金町字今金 412 番地の 20	

4 八雲町社会福祉協議会

民間の自主的団体で、社会福祉関係団体役員その他社会福祉関係および学識経験者をもって構成され、社会福祉事業のために活動しています。

問合せ先	電話 (0137) 64-2112	FAX (0137) 63-2160
	住所：八雲町栄町 13 番地 1 シルバープラザ内	

5 民生委員・児童委員

民生委員は町内各地域で、障がいのある方の福祉についての相談や助言などを行うとともに、役場や児童相談所などと連絡をとりあいながら、社会福祉の増進に努めています。

問合せ先	事務局（役場住民生活課 社会係）	電話 (0137) 62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

6 障がい者相談員

日常生活のさまざまなことについて、相談員が相談に応じています。個人のプライバシーについては、固く守ることを義務づけられていますので、お気軽にご相談ください。

障がいのある方や家族からのさまざまな相談に応じています。また、障がいのある方への理解の促進なども行っています。

【相談員】※令和 5 年 4 月現在

- ・身体障害者相談員：林 富美子（八雲町東雲町 26 番地 31） 電話 (0137) 64-2237
- ・知的障害者相談員：千葉 隆（八雲町出雲町 7 番地 2） 電話 (090) 9759-7916

■障がい者手帳の交付について

下記の障がい者手帳を交付されることで、各種の福祉制度やサービスを利用することができます。

(※4～6 ページに一覧表を掲載していますのでご覧ください。)

1 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、目や耳、手足、内臓などに定められた程度以上の永続する障がいがある方の申請に基づいて、北海道立心身障害者総合相談所の判定により交付されます。

【障がいの範囲】

視覚、聴覚・平衡機能、音声機能・言語機能・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能の障がいなど。

【障がいの等級】

障がいの等級は、障がい程度により1級から7級まで分けられています(7級に該当する障がいがある場合、1つの場合は手帳の交付を受けられませんが、2つ以上重複する場合は手帳の交付を受けられる可能性があります。)。詳しくは『身体障害者手帳障がい程度等級表』(67～69 ページ)を参照願います。

2 療育手帳

知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、何らかの援助を必要とする状態にあると判定された方の申請に基づいて交付されます。18歳以上の方は北海道立心身障害者総合相談所が、18歳未満の方は函館児童相談所が、それぞれ判定します。

【障がいの等級】

障がいの等級は、障がい程度によりA、Bに分けられています。詳しくは『療育手帳の障がい程度について』(70 ページ)を参照願います。

【判定依頼について】

療育手帳を取得したい方や、療育手帳をすでに持っており「次の判定年月」が近づいた方などで、判定が必要な方は下記の担当係にてご相談ください。判定依頼を行い、判定機関の巡回相談などで判定を受ける必要があります。

○18歳未満の場合は

問合せ先	子ども発達支援センター(シルバープラザ内)	電話(0137) 63-4622
------	-----------------------	------------------

○18歳以上の場合は

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話(0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話(01398) 2-3111

3 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患（統合失調症、躁うつ病など）を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方の申請に基づいて、北海道立精神保健福祉センターの判定により交付されます。

【障がいの等級】

障がいの等級は、障がい程度により1級から3級まで分けられています。詳しくは『精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準』（70～71ページ）を参照願います。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111



■ 各種サービス・日常生活の援助などについて

1 障害福祉サービス（障害者総合支援法）

日常生活に必要な支援が受けられる「介護給付」と、障がい者の特性に応じた訓練を実施し、生活能力の維持、向上を目指す「訓練等給付」があり、それぞれ在宅で利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで日中に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」があります。

【サービスの種類】

訪問系サービス		
介護 給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより自己判断能力が十分でない人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障がいの方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を行います。
	重度障害者等包括 支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス		
介護 給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練 等給 付	自立訓練（機能訓練 ・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
居住系サービス		
介護 給付	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練 等給 付	共同生活援助 (グループホーム)	居室を提供するとともに、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。

【対象者】

身体障がい者	・身体障害者手帳の交付を受けている方
知的障がい者	・療育手帳の交付を受けている方 ・知的障がいを事由とする年金を現に受給している方
精神障がい者	・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・精神障がいを事由とする年金を現に受給している方 ・精神障がいを事由とする特別障害給付金を現に受給している方 ・自立支援医療受給者証（精神通院のみ）の交付を受けている方 ・国際疾病分類 ICD-10 コードが記載された医師の診断書により精神障がい者であることを町が確認できる方
難病等患者	・医師の診断書や特定疾患医療受給者証などで難病等患者であることを町が確認できる方 ※厚生労働省が指定する難病の種類は 72～74 ページをご確認ください
障がい児 (18 歳未満の方)	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 ・特別児童扶養手当または障害児福祉手当を現に受給している方 ・医師の診断書や特定疾患医療受給者証などで難病等患者であることを町が確認できる方 ・上記に該当しない場合は、町が障がいの有無を確認できる方

【サービス事業所】令和5年4月1日時点

サービスの種類	事業所名	所在地	連絡先（電話）
居宅介護	障害者居宅介護事業所 明かり	八雲町宮園町35番地3	(0137)62-3081
居宅介護 重度訪問介護	八雲町社協くまいし 居宅支援事業所	八雲町熊石根崎町116番地	(01398)2-2816
	八雲町指定居宅介護事業所	八雲町栄町13番地1 シルバープラザ内	(0137)64-2111
就労継続支援B型	共生サロン 「八雲シンフォニー」	八雲町東町273番地	(0137)62-4300
	きずなファーム	八雲町山崎409番地2	(0137)68-2835
	かつら共同作業所	八雲町熱田43番地1	(0137)62-3300
就労移行支援 就労定着支援	障害者就労移行支援事業所 ジョブシード	函館市深堀町1番7号	(0138)83-8018
共同生活援助 (グループホーム)	支援ハウスきずなⅠ	八雲町立岩55番地10	(0137)68-2820
	支援ハウスきずなⅡ	八雲町本町55番地14	
	指定共同生活援助 まごころ	八雲町栄町20番地5	(0137)62-3300
	指定共同生活援助 まごころ2	八雲町栄町20番地6	
	ぐるーぷほーむ“ホッと”	八雲町東町289番地19	(0137)62-4300
	ぐるーぷほーむ“ホッと2”	八雲町東町289番地4	
計画相談支援	指定特定相談支援事業所・指定 障害児相談支援事業所 のどか	八雲町東雲町12番地28	(0137)62-3300
	特定相談支援事業所・障がい児 相談支援事業所 えがお	八雲町東町273番地	(0137)62-4300
	八雲町障害者指定特定 相談支援事業所	八雲町栄町13番地1 シルバープラザ内	(0137)64-2111

※町ホームページの掲載に関して承諾を得られた事業所のみを掲載しています。

【利用者負担】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

※入所施設、グループホーム等のサービスを利用する場合の家賃、食費、水道光熱費などは、自己負担となりますが、所得に応じた補足給付があります。

【所得を判断する際の世帯の範囲】

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
障がい児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111



2 障害児通所支援（児童福祉法）

障がい児が通所による支援を受けたいときは児童福祉法によって規定されているサービスを利用することになります。

【サービスの種類】

児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の発達を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより、児童発達支援等のサービスを受けるために外出することが著しく困難である障がい児の居宅へ訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。支援は訪問支援員が行います。
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。支援は訪問支援員が行います。

【対象者】

障がい児 (18歳未満の方)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 ・特別児童扶養手当または障害児福祉手当を現に受給している方 ・医師の診断書や特定疾患医療受給者証などで難病等患者であることを町が確認できる方 ・児童相談書の判定を受けており、交付された判定書に「支援が必要」「療育が必要」等の記載がある方 ・上記に該当しない場合は、町が障がいの有無を確認できる方
-------------------	--

【サービス事業所】 令和5年4月1日時点

サービスの種類	事業所名	所在地	連絡先
放課後デイサービス	まな (プラス)	八雲町本町 125 番地 62	電話 (0137) 66-5786

児童発達支援	ま な mana (うちうら)	八雲町内浦町 240 番地 3	電話 (0137) 66-5558
放課後等デイサービス	ま な mana (ふじみ)	八雲町富士見町 166 番地 4	電話 (0137) 66-5086
放課後等デイサービス	ファイブ	八雲町東町 275 番地	電話 (0137) 62-4300

【利用者負担】

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得	市町村民税非課税世帯		0 円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般 2	上記以外		37,200 円

※所得を判断する際の世帯の範囲は、障害福祉サービスと同じです。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

3 地域活動支援センター

障がい者に対して就労、生産活動、創作活動の機会や場所を提供します。町内にはありませんが、江差町にある「南檜山あゆみ共同作業所」を利用することができます。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

4 社会参加の促進

名称	対象者	問合せ先
ほっとしよう会 (熊石地域)	八雲町に在住の知的・精神障がいを有する方、もしくはそれに準ずる方	熊石総合支所 住民福祉係 電話 (01398) 2-3111

5 八雲総合病院精神科ショートケア

精神科に通院しながら、仲間と共に様々な活動を通して、生活のリズムを獲得し、病状の安定を図ることを目的とした治療です。

【場所】 八雲総合病院 1階 デイケア室

【実施日】 毎週 月・水・金曜日 9:00~12:00 (祝日を除く)

【内容】 手芸・木工作品などの製作、カラオケ、体操、調理など

【利用者負担】 各種健康保険が使えます。

また、自立支援医療受給中の方は、医療費の1割で利用することができます。

(1回 370円程度)

※利用については、精神科主治医または精神科相談員にお問い合わせください。

問合せ先	八雲総合病院 地域医療連携課	電話 (0137) 63-2185
------	----------------	-------------------

6 レスパイト入院

レスパイト入院は、在宅で療養生活を送っている患者さまや、ご家族を支援する仕組みです。

八雲総合病院のレスパイト入院は一時的に預かるショートステイとは異なり、「在宅酸素を利用している方」、「胃瘻で食事を取られている方」、「床ずれの処置がある方」など医療的処置が必要な方々も対応可能です。

【対象者】

自宅や居住系施設に退院される方

※レスパイト入院中は、他科の受診はできません。

※内服中のお薬（内服薬・外用薬・頓服薬を含め）、ストマ装具用品・経管栄養剤等のご持参願います。

レスパイト入院の申し込み・相談は担当ケアマネにお願いします。

問合せ先	八雲総合病院 地域医療連携課	電話 (0137) 63-2185
------	----------------	-------------------

7 補装具費の支給

身体の欠損又は失われた身体機能を補う補装具の購入費や修理費などの支給を行います。

【対象者】

身体障がい者(児)もしくは難病の方※で判定等により補装具が必要な障がい状況と認められた方

※医師の診断書または特定疾患医療受給者証をお持ちの方です。

【対象となる補装具】

身体障がい者・ 身体障がい児共通	義肢・装具・座位保持装置・視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ)・車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く)・重度障害者用意思伝達装置
身体障がい児のみ	座位保持椅子・起立保持具・頭部保持具・排便補助具

【利用者負担】原則として1割負担(所得に応じた負担上限があります。非課税世帯、生活保護世帯の場合、原則自己負担はありません。)

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

8 地域生活支援事業

(1) 障がい者相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者または障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者が自立した生活を営むことができるように支援します。

【実施方法】 相談者の状況、相談内容に応じ、訪問や電話等により対応します。

【利用者負担】 無料

(2) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分で日常生活に支障のある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の成年後見制度の利用の促進を図るため、審判請求の申し立てに要する経費及び後見人等への報酬の一部または全てを助成します。

【対象者】 生活保護受給者又は資産および収入等の状況から生活保護受給者に準ずると認められる方

【申し立てに関する費用】 本人の所得に応じ、費用負担が生じる場合もあります。

【後見人等への報酬】 限度額 在宅生活者 月額 28,000 円
施設入所者 月額 18,000 円
(家庭裁判所が定める金額の範囲内)

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）に対して、手話通訳者を派遣します。

【利用者負担】 無料

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対してヘルパー等が付き添い、外出のための支援を行います。

【対象者】

- ・身体障害者手帳（下肢機能障がい1～2級、体幹機能障がい1～3級、視覚障がい1～2級）の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている方
- ・医師の診断書や特定疾患医療受給者証などで難病等患者であることを町が確認できる方

※厚生労働省が指定する難病の種類は 72～74 ページをご確認ください。

※施設やグループホーム等に入所されている方は利用できません。

【利用者負担】 サービス費用の 1 割相当額（生活保護世帯、町民税非課税世帯は無料）

【利用上限時間】 30 時間／年

（5）重度障がい児通学費助成事業

重度障がい児が適切に教育を受けられる環境を整えるため、通学のためのタクシー運賃を助成し、保護者の経済的負担と介護負担を軽減する事業です。

【対象者】

八雲町に住所を有する次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳所持者のうち視覚障がい者 1～2 級、下肢機能障がい者 1～2 級、体幹機能障がい者 1～3 級
- ・療育手帳所持者のうち A 判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち 1 級の方

【対象行程】

対象行程は、自宅と学校間の移動、学校から学童保育所までの移動、学校から放課後等デイサービス事業所までの移動です。

【助成金額】

距離によるタクシー運賃を基準額として、その 2 分の 1 を助成します。

（6）自動車改造助成事業

障がい者が所有し、運転する自動車の手動装置等の一部を改造する費用を助成します。

【対象者】

八雲町に住所を有する次のいずれにも該当する方

- ・自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる方
- ・前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

【助成対象】 操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費の一部を助成します。

【助成金額】 10 万円以内

(7) 町広報紙等音声化事業

障がい等により、紙面や漢字を読むことが困難な方を対象に『広報やくも』と『八雲町の議会』を音声化したCDを提供します。『広報やくも』『八雲町の議会』は「やくも朗読サークル※」の協力のもと音声化しています。 ※79ページをご参照ください。

【対象者】

- ・視覚障がいや肢体不自由により紙面を見ることが困難な方
- ・知的障がいや精神障がいにより漢字を読むことが困難な方

【利用者負担】 無料

(8) 日常生活用具の給付（貸与）（令和5年4月現在）

重度の障がい者（児）等の日常生活上の不便を補うための日常生活用具を給付（貸与）します。

【対象となる日常生活用具】

	種目
介護・訓練 支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練用椅子（障がい児のみ）、訓練用ベッド（障がい児のみ）
自立生活 支援用具	入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置、暗所視支援眼鏡
在宅療養等 支援用具	透析液加湿器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）、酸素ボンベ運搬車、盲人用音声式体温計、盲人用体重計、緊急時電源供給装置
情報・意思疎 通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、地デジ対応ラジオ、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、視覚障がい者用ワードプロセッサ、点字図書
排泄管理支 援用具	ストーマ装具、収尿器、紙おむつ
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

【利用者負担】 給付を受ける方の属する世帯全員の所得により利用者負担が変わります。

（生活保護世帯、町民税非課税世帯の場合、原則自己負担はありません。）

(9) 障がい者レクリエーション活動等支援事業

障がい者を対象とするスポーツ教室・大会、レクリエーション活動を開催する団体に対し、対象経費を補助します。

【補助の要件】以下の要件を満たすこと。

- ①参加する障がい者手帳所持者が10人以上、かつ、参加者に占める障がい者手帳所持者の割合が2分の1以上であること。
- ②八雲町内の法人又は任意団体であること。
- ③国、都道府県又は市町村から他の補助金、助成金又は給付金の交付を受けていないこと。

【補助額】次の①と②のうちいずれか少ない方の金額を補助額とします。

①補助対象経費－（参加者負担金－補助対象外経費）

※補助対象外経費より参加者負担金が少ない場合は、補助対象経費のみとなります。

②参加した障がい者手帳所持者数×1,000円

※障がい者手帳所持者は町が管理する手帳台帳に載っていることが必要です。

(10) 障がい者日中一時支援事業

障がい児や障がい者の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援や一時的休憩（レスパイト）を目的とし、町と委託契約を締結した放課後等デイサービス、児童発達支援事業所または短期入所事業所が、居場所の提供、見守り（体調の変化、行動障害への対応）、レクリエーションなどのサービスを提供します。

【対象者】

- ・18歳以上の障がい者は、障害支援区分4～6の方（1人で自宅に長時間いられない方を想定）
- ・18歳未満の障がい児は、区分1～3の方

【利用者負担】

- ・課税世帯は1割負担（上限額なし）。非課税世帯、生活保護世帯は負担なし
- ・食事の提供、入浴、送迎に対する料金は全額自己負担
- ・レクリエーションや余暇活動の内容により必要となる実費も全額自己負担

【利用可能上限日数】

- ・8日/月

(11) 障がい者マーク等配布事業

障がいや病気などを持つ方が、周りの方の配慮や助けを受けやすくすることを目的とした身につける「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を配布しています。

- ・ヘルプマークとは、外見では障がいなどが分かりにくい方が身につけるものです。
- ・ヘルプカードとは、緊急連絡先やかかりつけ医療機関を書くことができるようになっており、緊急時の支援がスムーズになります。

【申請窓口】※申請書は下記窓口に用意しています。

保健福祉課障がい者福祉係、役場住民生活課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所

【郵送による申請書の送付先】

八雲町保健福祉課障がい者福祉係（栄町 13-1 シルバープラザ）

※申請書は、町ホームページからダウンロードできます。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

(12) 巡回支援専門員整備事業（いたずらっ子の会）

年 2 回、専門機関（社会福祉法人侑愛会）の発達支援専門員・言語聴覚士等による、発達相談『いたずらっ子の会』を開催しています。「言葉が遅い」「落ち着きがない」等、心配な時ご相談ください。日頃、気になっていることを専門員へ相談し、アドバイスを受けることができます。

【利用者負担】無料

問合せ先	子ども発達支援センター（シルバープラザ内）	電話 (0137) 63-4622
------	-----------------------	-------------------

9 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付

小児慢性特定疾病医療の給付を受けている児童を対象に、身体の状態に応じて、日常生活を支援する用具を給付します。

【対象者】 小児慢性特定疾病医療の給付を受けている児童で、児童福祉法（小児慢性特定疾病に関するものを除く）および障害者総合支援法の制度の対象とならない方

【対象となる日常生活用具】

給付種目	便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）、ストーマ装具（消化器系、尿路系）、人工鼻
------	--

【利用者負担】対象者本人の属する世帯の所得により利用者負担が変わります。（生活保護世帯は無料）

問合せ先	役場住民生活課 児童係	電話 (0137) 62-2112
------	-------------	-------------------

10 給食サービス

自分で食事の支度が困難であり、かつ同居の親族等から食事の提供が受けられない高齢者世帯や重度心身障がい者の方へ夕食を宅配し、健康保持を図るとともに、安否の確認を行います。

区分	実施日	利用者負担
八雲地域	週2回（月・水・木・金のいずれか）	1食 500円
熊石地域	週2回（月～土のいずれか）	1食 400円

問合せ先	シルバープラザ 介護保険係	電話（0137）64-2111
	熊石総合支所 住民サービス課住民福祉係	電話（01398）2-3111

11 救急医療情報キット配布事業（やくも安心キット）

一人暮らしの高齢者や障がい者等に救急医療キットを配布し、もしもの時に、かかりつけの医療機関との連携や緊急連絡先等の情報確認を迅速に行い、安心・安全対策の充実を図るための事業です。

【対象者】健康状態や日常生活に不安のある方

【利用者負担】無料

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話（0137）64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 住民福祉係	電話（01398）2-3111

12 除雪費助成金交付事業

積雪が15cm以上となった場合に、自宅玄関から道路までの通路（幅1m程度）を確保するための除雪に要した費用を助成します。

【対象者】

- ・おおむね65歳以上で、身体が虚弱であるため除雪が困難であり、協力者の確保ができない方
- ・心身の障がいにより除雪が困難であり、協力者の確保ができない方

【利用者負担】

- ・除雪費用：1回（30分）1,600円
- ・回数：1日2回を限度とする。
- ・助成率：除雪費用の1/2補助（生活保護世帯は3/4補助）

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話（0137）64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話（01398）2-3111

13 日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安のある在宅生活の方で、福祉サービス利用の手続きや生活費の管理、年金証書等の大切な書類の預かりなどのお手伝いをする制度です。

【対象者】

在宅で暮らしている認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある方で判断能力が十分でない方

【利用者負担】

- ・生活支援員による援助 1回（1時間程度）1,200円
- ・生活支援員の交通費実費
- ・書類等の預かりで貸し金庫を利用する場合は実費

※貸し金庫の利用を除き生活保護受給者は無料

問合せ先	八雲町社会福祉協議会（シルバープラザ内）	電話（0137）64-2112
------	----------------------	-----------------

14 移送サービス

通常の乗用車では移動が困難な特別な障がいのある方や寝たきり高齢者等に対し、通院・入退院・機能回復訓練等のための通所の送迎を行います。

【利用者負担】 無料

問合せ先	八雲町社会福祉協議会（シルバープラザ内）	電話（0137）64-2112
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話（01398）2-3111

15 福祉用具貸出事業

日常生活を送ることに支障のある高齢者等の在宅生活を支援するため、ベッド、車いすを貸し出しする事業です。

【対象者】 八雲町に住所を有する方で、福祉用具が必要な高齢者及び障がい者（介護保険制度により借りられる方は対象外）

【利用者負担】 無料

問合せ先	八雲町社会福祉協議会（シルバープラザ内）	電話（0137）64-2112
	八雲町社会福祉協議会熊石支所 （熊石総合支所内）	電話（01398）2-2816

1 6 生きがいデイサービス

要介護認定にならない高齢者や身体障がい者等に対し、デイサービスを利用して日常生活動作の維持、回復を図り、在宅生活ができるよう支援します。

【対象者】

- ・ おおむね 65 歳以上の、身体上や精神上的の障がいがあり、日常生活に支障がある方
- ・ 身体障がい者であって、身体が虚弱、または寝たきり等で、日常生活に支障がある方
- ・ 上記の方の介護者及び家族

【利用者負担】（1 回あたりの料金）

一般利用	655 円
機械浴利用	1,130 円
その他の実費（昼食代）	500 円

※介護給付費の改正により、利用者負担が変更になる場合があります。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話（0137）64-2111
------	-----------------	-----------------

1 7 緊急通報電話機の貸与

一人暮らしの高齢者等に緊急通報用電話機を貸し出し、消防本部と電話回線で結ぶことによって、急病や火災など突発的な事態が発生した時に迅速な救援態勢をとることと、日常生活での悩みごとへの相談を受ける事業です。

【対象者】 健康状態や日常生活の動作に不安のある方

【通報装置】 非常ボタン、ペンダント型発信装置、熱センサー、ガスセンサー

【利用者負担】 無料

問合せ先	八雲町社会福祉協議会（シルバープラザ内）	電話（0137）64-2112
------	----------------------	-----------------

1 8 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

在宅で酸素療法を行っている低肺機能患者（呼吸器機能障がい者）に対し、酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部を助成します。

【対象者】 北海道内に住所を有し、在宅で酸素療法等を行っている方のうち知事の認定を受けた方

【助成額】

1日当たりの酸素濃縮器等使用時間		1月当たりの助成額
区分	12時間未満	1,000円
	12時間以上	2,000円

問合せ先	八雲保健所	電話 (0137) 63-2168
------	-------	-------------------

1 9 身体障害者等駐車禁止除外指定車標章の交付

身体などに障がいのある方を対象に、駐車禁止除外指定車標章が交付されます。この標章を提出することによって駐車禁止区間の一部で駐車禁止対象から除外されます。

交付基準その他詳しい内容については、八雲警察署交通課までお問い合わせください。

問合せ先	八雲警察署	電話 (0137) 64-2110
------	-------	-------------------

2 0 NET（ネット）119 について

八雲町消防本部では「聴覚または言語・音声機能の障がいがある方向けの119番緊急通報システム（以下、NET119）」の運用を開始しました。

【NET119 について】

NET119とは、お手持ちの携帯電話やスマートフォン等からインターネットを利用して「119番通報を行えるシステム」です。このシステムを利用する場合は、スマートフォン等の位置情報が必要となります。

会話が不自由な聴覚または言語・音声機能の障がいがある方がスマートフォン等により、全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部に対して、文字入力による緊急通報が可能となります。

【対象者】

NET119を利用できる方は、八雲町内に在住している方で下記の方となります。

- ・聴覚または言語・音声機能の障がいがある方で身体障害者手帳が交付されている者

- ・身体障害者手帳の交付はされていないが、音声による 119 番通報が困難であると消防長が認めた者

【ご利用にあたって】

- ・ご利用を希望される方は、「NET（ネット）119 通報システム利用登録申請書」及び「NET119 通報システム利用希望調査書」が必要となります。
 - ・尚、NET119 のアプリの取得は無料ですが、通信費は利用者負担となりますのでご了承下さい。
- ◆会話での 119 番通報に不安のある方は、是非ご登録をお願いいたします。

問合せ先	八雲町消防本部 警防救急課 通信指令係	電話 (0137) 63-2686 FAX (0137) 63-2919
------	------------------------	---

2 1 ファクシミリでの警察連絡（FAX 110番）

110 番の電話をかけることのできない障がい者のために、ファクシミリで通報を受けています。また、各種の相談も受けています。

【FAX 番号】 (0138) 51-1110（北海道警察函館方面本部）

問合せ先	八雲警察署	電話 (0137) 64-2110
------	-------	-------------------

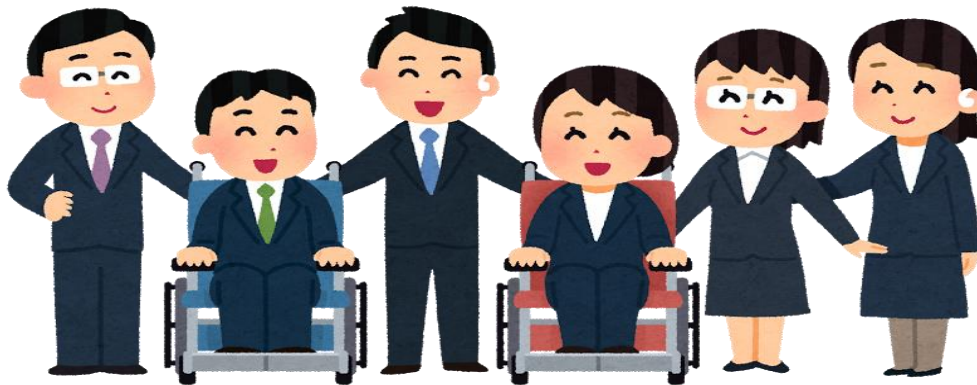
2.2 選挙について

郵便等による不在者投票制度は、障がいなどにより投票所に行くことが困難で、一定の条件にあてはまる方が、自宅等で投票を行うことができる制度です。この制度をご利用いただくためには、「郵便等投票証明書」の交付を受け、投票用紙請求の時に提示する必要があります。

【対象者】

障がい者等の区分	障がい等の種類	障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級
介護保険の被保険者証	介護保険法に規定する要介護者で、被保険者証に「要介護状態区分」が記載されている方	要介護5

問合せ先	八雲町選挙管理委員会	電話 (0137) 62-2111
------	------------	-------------------



23 特別支援教育就学奨励費

八雲町内の小中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒がいる世帯へ経済的負担を軽減するため、学用品購入費や給食費などの就学に要する費用の一部を助成します。

【対象者】

八雲町内の小中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒がいる世帯で、前年分の総所得金額が八雲町で定める基準内であるもの。

※助成を希望される場合は、学校で配布される書類での申請が必要です。

【援助費目】

- ・学用品費
- ・新入学児童生徒学用品費
- ・通学用品費
- ・宿泊を伴わない校外活動費
- ・宿泊を伴う校外活動費
- ・修学旅行費
- ・学校給食費
- ・体育実技用具費
- ・通学費

※この援助費目は八雲町内の小中学校のものです。

問合せ先	教育委員会 学校教育課総務係	電話(0137)63-3131
------	----------------	-----------------

24 腎臓機能障がい者通院交通費助成事業（北海道）について

腎臓機能に障がいがあり、人工透析を受けている方に対して、道が通院距離・回数に応じて交通費を補助します。

【対象者】※所得制限あり。

- ・腎臓機能障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けている方で、居住地以外の市町村に所在する医療機関に通院し、人工透析療法による医療の給付を受けている方

※他にも対象条件や申請期限などがありますので、詳細については下記までお問い合わせください。

問合せ先	渡島総合振興局保健環境部社会福祉課	電話 (0138) 47-9537
	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

■ 各種軽減措置について

1 税金の控除・減免など

区 分	要 件	控除・減免額	問合せ先
所得税	本人、控除対象配偶者または扶養親族に障がいがある場合	障害者：27万円 特別障害者：40万円 同居特別障害者：75万円	八雲税務署 電話(0137)63-2148
住民税	本人、控除対象配偶者または扶養親族に障がいがある場合	障害者：26万円 特別障害者：30万円 同居特別障害者：53万円	役場財務課住民税係 電話(0137)62-2114 熊石総合支所
	障がいのある方で、前年の合計所得額が135万円(給与収入では2,043,999円)以下の場合	非課税	地域振興課 税務係 電話(01398)2-3111
固定資産税	障がいのある方で、令和6年3月31日までの間に次の適用要件に該当するバリアフリー改修工事を行った場合 適用要件 (1)築10年以上の住宅 (2)改修工事に要した自己負担額が50万円以上(補助金等を除く) (3)改修後の床面積が50㎡以上 (4)次のいずれかの改修工事 廊下の拡幅、手すりの取付、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取替、便所の改修、床表面の滑り止め	改修工事の完了した翌年度分に限り、その住宅の固定資産税の3分の1を減額 ※100㎡までを限度(併用住宅の店舗、事務所部分等は除く)	役場財務課資産税係 電話(0137)62-2114
相続税	障がいのある相続人が、相続又は遺贈により財産を取得した場合	85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特定障害者の場合は20万円)が税額から控除されます。	八雲税務署 電話(0137)63-2148

贈与税	心身に重度の障がいがある特定障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったとき	信託受益権の価額のうち特別障害者は6,000万円、特定障害者のうち特別障害者以外の者は3,000万円まで非課税	八雲税務署 電話(0137)63-2148
個人事業税	障がいのある方で、事業主控除をする前の所得金額（その他の所得がある場合は合算額）が310万円以下の場合	最高7,500円減免	渡島総合振興局 課税課 電話(0138)47-9441
	視覚に重度の障がいのある方が、あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復等の事業を行っている場合	非課税	
自動車税種別割・軽自動車税種別割	障がいのある方、またはその方と生計を共にする方が所有し、主に障がいのある方のために使用する自動車、構造上、障がいのある方のためのものと認められる自動車、あるいは障がいのある方のみの世帯が所有する自動車で、その方を介護する方が専らその方のために運転するもの（いずれも障がいの等級に制限あり）	減免 ※納税通知書受領後は納付前に申請書を提出してください。	・自動車税種別割 渡島総合振興局 納税課 電話(0138)47-9452 ・軽自動車税種別割 役場財務課資産税係 電話(0137)62-2114
自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割	同 上	減 免	渡島総合振興局 納税課 電話(0138)47-9452

2 非課税貯蓄制度

障がい者等に該当する方の貯蓄の利子等については、一定の手続きにより非課税制度の適用が受けられます。

対 象 者	内 容
・ 障害者手帳等の交付を受けている方 ・ 障害者年金を受給中の方 ・ 遺族基礎年金を受給中の方	マル優（預貯金など） 特別マル優（国債など） ※それぞれ元本350万円まで

問合せ先	八雲税務署	電話（0137）63-2148
------	-------	-----------------

3 J Rの旅客運賃割引

障がいをお持ちの方で、1人又は介護者とともにJRを利用する場合、運賃の割引があります。

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方

【手続き】乗車券を購入する際に手帳を提示してください。

【適用範囲】

区分	割引乗車券の種類	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者又は本人(12歳未満に限る)とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	50%	私鉄等他鉄道会社とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

※第1種障がい者：第1種身体障害者手帳の交付を受けている方、療育手帳（A判定）の交付を受けている方

第2種障がい者：第1種障がい者に該当しない身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方

※介護者と同乗する場合は、同一区間の乗車券類を購入してください。

【その他】各民営鉄道についてもJRに準じた制度が実施されることとなります。詳しくは各鉄道会社にお問い合わせください。

問合せ先	JR八雲駅みどりの窓口	電話（0137）63-2540
------	-------------	-----------------

4 航空運賃の割引

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が航空機を利用する場合、航空会社によっては、国内航空運賃の割引があります。割引率、航空券の購入方法は、各航空会社にお問い合わせください。

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※精神障害者保健福祉手帳について、有効期間が過ぎている場合は無効となります。

【適用範囲】障がい者本人及び介護者 1 名

【割引率】航空会社によって異なります。

5 有料道路料金の割引

心身障がい者が、通勤、通学、通院等の日常生活にて、有料道路を利用する場合割引があります。

【対象者】

- ・障がい者本人が運転される場合
身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が乗車される場合
第 1 種身体障害者手帳保持者及び療育手帳（A 判定）保持者の介護者

【対象自動車の範囲】

- ・本人、親族（定められた範囲があります。）または、常時介護している方が所有する自家用乗用車等、レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の台車及び友人が所有する自家用乗用車

【有効期限】

- ・新規及び有効期限経過後：申請日以降 2 回目の誕生日まで
- ・更新：申請日以降 3 回目の誕生日まで

※更新については有効期限の 2 ヶ月前から行うことができます。

【対象となる道路】

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社
地方道路公社、都道府県及び市町村が管理する有料道路

【利用手続き】

別表に掲げる必要書類等をご持参のうえ、割引対象である証明を受けてください。

またオンラインでも申請の受付が可能です。※事前にマイナポータルへの登録が必要となります。

URL : <https://www.expressway-discount.jp>

【割引率】

50%（ただし、端数が生じる場合は、計算単位により 10 円単位または 50 円単位で切り上げ）

（別表）

E T C を利用しない場合	①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証 ③運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ）
E T C を利用される場合	①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証 ③運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ） ④ E T C カード（原則として障がい者ご本人名義のもの） ⑤登録を希望される自動車に取り付けられた車載器の「E T C 車載 セットアップ申込書・証明書」

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

6 民営バス料金の割引

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が民営バスを利用する際、運賃が割引になる場合があります。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

詳細についてはバス会社により異なりますので、各バス会社にお問い合わせください。

7 NTT 番号案内（104）の料金免除

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、番号案内を無料とする「ふれあい案内」というサービスです。

【対象者】

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方で以下の方
視覚障がい 1～6 級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1～2 級
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※ご利用には事前の申請が必要です。

問合せ先	NTT サービスセンター	電話 (0120) 104-174
------	--------------	-------------------

8 点字郵便物等の減免

盲人のための点字郵便物等には郵便料の減免があります。

【対象の郵便物】

- ・ 盲人用点字、特定録音物等郵便物（第四郵便物）
- ・ 心身障がい者用ゆうメール
- ・ 聴覚障がい者用ゆうパック
- ・ 点字ゆうパック

問合せ先	八雲郵便局	電話 (0137) 62-2202
------	-------	-------------------

9 NHK放送受信料の減免

心身障がい者のいる下記に該当する世帯は、NHK放送受信料の減免が受けられます。

【減免割合及び対象世帯】

	適用条件
全額 免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
半額 免除	視覚障がい、聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	身体障害者手帳（1級または2級）をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	療育手帳（A判定）をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合

※減免を受けるには町長の証明印が押された放送料受信料免除申請書が必要となります。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

10 タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がタクシーを利用する場合、手帳の提示を行うことで運賃の1割引を受けられます（※詳細については、タクシー会社により異なる場合があるので、各社にお問い合わせください。）。

【町内タクシー会社割引対象一覧】

	旭ハイヤー	エスジーハイヤー	キャンタク	八雲ハイヤー
身体障害者手帳	○	○	○	○
療育手帳	○	○	○	○
精神障害者 保健福祉手帳	×	×	○	×

1 1 タクシー料金の助成（福祉タクシー）

年間（4月～翌年3月）最大12,000円のタクシー助成券を交付しています。

※申請月により金額が変わります。また、施設入所されている方の場合、金額が2分の1になります。

【対象者】八雲町に住所があり、町民税非課税世帯で、かつ下記のいずれかに該当する方

- ・75歳以上の方
- ・1～3級の身体障害者手帳（下肢・体幹・視覚・内部）の交付を受けている方
- ・療育手帳A判定の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている方

【利用できるタクシー会社】

町内のタクシー会社

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

1 2 入浴料の助成

年間（4月～翌年3月）最大24枚（助成額：1枚200円）の入浴助成券を交付しています。

※申請月により枚数が変わります。

【対象者】八雲町に居住され、かつ下記のいずれかに該当する方

- ・65歳以上
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けている方

【利用できる施設】

町内の入浴施設

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

1 3 上下水道料金の軽減

世帯主が下記に該当する場合、申請いただくことで上下水道料金から基本料金の2分の1の額が軽減されます。

【対象者】下記の手帳いずれかをお持ちの方

- ・身体障害者手帳：1～2級
- ・療育手帳：A判定

- ・精神障害者保健福祉手帳：1級

【適用範囲】

- ・上下水道料金に滞納が無い。
- ・行政サービス制限を受けていない。
- ・世帯全員が町民税非課税である。
- ・世帯の前年の収入額が限度額以内である。(※)

(※限度額は世帯構成によって決まります。また、収入額には税法上非課税となっている障害年金等の収入や、収入限度額の1.2倍の額を超える預貯金、仕送りなども含まれます。)

問合せ先	役場環境水道課 業務係	電話 (0137) 63-2020
	熊石総合支所地域振興課 建設水道係	電話 (01398) 2-3111

1.4 携帯電話料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患登録者証のいずれかの交付を受けている方を対象に、携帯電話料金が割引になるサービスがあります。

詳細については携帯電話会社により異なりますので、各携帯電話会社にお問い合わせください。

1.5 高額障害福祉サービス等給付費

1つの世帯で複数のサービスを利用して、世帯の利用者負担額の合計が基準額を超えた場合に、超えた分の利用料金が戻ってくる制度です。

【合算の対象となるサービスの範囲】

- ・障害福祉サービス
- ・補装具の購入
- ・介護保険サービス
- ・障害児支援（入所・通所）

【合算の対象となる世帯の範囲】

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	住民票上の世帯

【具体的な事例】

事例1：障害福祉サービスと補装具費

障害福祉サービスを利用している課税世帯の障害者の方が補装具の購入を行った場合

制度区分	障害福祉サービス	補装具費
基準月	サービス提供月	支給決定日が属する日
負担上限月額	4,600円	37,200円

自己負担額	4,000 円	36,000 円
世帯の合算額	40,000 円	
世帯の基準額 (※)	37,200 円	
支給額	280 円	2,520 円

※高い方の負担上限月額が基準額となります。

事例 2：同一世帯の障害児通所支援

同一世帯に属する兄弟姉妹が障害児通所支援を利用している場合

対象者	障害児 A	障害児 B
基準月	サービス提供月	サービス提供月
負担上限月額	4,600 円	4,600 円
自己負担額	4,600 円	4,600 円
世帯の合算額	9,200 円	
世帯の基準額	4,600 円	
支給額	2,300 円	2,300 円

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

1 6 新高額障害福祉サービス等給付費

65 歳になるまでに 5 年以上、特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）を利用していただ方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）の利用者負担が償還されます。

【対象者】 ※以下の要件全てを満たす場合に対象となります。

- ・ 65 歳に達する日前 5 年間、特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けていた方
- ・ 利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が 65 歳に達する日の前日の属する年度（65 歳に達する日の前日が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）において市町村民税非課税者または生活保護受給者等であった方
- ・ 65 歳に達する日の前日において障害支援区分が区分 2 以上であった方
- ・ 65 歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

■ 健康と医療について

1 自立支援医療制度について（精神通院医療、更生医療、育成医療）

【自立支援医療制度とは】

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度で、以下の3つがあります。

- (1) 更生医療 (2) 育成医療 (3) 精神通院医療

【自己負担】

原則として保険医療費負担が1割

(医療保険上の世帯の所得に応じて月額自己負担上限額があります。)

(1) 更生医療

【対象者】

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が、特定の障がいの治療を行う場合に限られます。

※事前申請が必要です。

障がいの種類	更生医療の給付内容
視覚障がい	角膜移植術、白内障手術、網膜剥離手術など
聴覚障がい	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工鼓膜、人工内耳など
音声・言語・ そしゃく機能障がい	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工咽頭など
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法など
心臓機能障がい	弁形成術、大動脈一冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋込術など
じん臓機能障がい	人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む）など
肝臓機能障がい	肝臓移植術（抗免疫療法を含む）
小腸機能障がい	中心静脈栄養法など
免疫機能障がい	抗HIV療法、免疫調節療法など

(2) 育成医療

【対象者】

身体障がい児（障がいに係る医療を行わない時は将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）が、特定の障がいの治療を行う場合に限られます。

※事前申請が必要です。

障がいの種類	育成医療の給付内容
視覚障がい	白内障、先天性緑内障など
聴覚障がい	先天性耳奇形→形成術など
音声・言語・ そしゃく機能障がい	口蓋裂等→形成術、歯科矯正治療など
肢体不自由	先天性股関節脱臼、脊椎側彎症、くる病（骨軟化症）等に対する関節形成術、関節置換術、義肢装着のための切断端形成術など
心臓機能障がい	先天性疾患→弁口、心室心房中隔に対する手術 後天性心疾患→ペースメーカー埋込み術など
じん臓機能障がい	人工透析療法、じん臓移植術（抗免疫療法を含む）など
小腸機能障がい	中心静脈栄養法など
免疫機能障がい	抗H I V療法、免疫調節療法など
その他	先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂、停留精巣（睾丸）等→尿道形成、人工肛門造設などの外科手術など

(3) 精神通院医療

【対象者】

精神の病気で通院により継続的に治療を行っている方

※事前申請が必要です。

①症状性を含む器質性精神障がい（F0）
②精神作用物質使用による精神及び行動の障がい（F1）
③統合失調症、統合失調症型障がい及び行動障がい（F2）
④気分障がい（F3）
⑤てんかん（G40）
⑥神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい（F4）
⑦生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群（F5）
⑧成人の人格及び行動の障がい（F6）
⑨精神遅滞（F7）
⑩心理的発達障がい（F8）
⑪小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい（F9）

※①～⑤は高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）の対象疾患

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話（0137）64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話（01398）2-3111

2 特定疾病療養受療証の交付（マル長）

血友病や人工透析が必要な慢性腎不全など、長期にわたり、高額な治療代の必要な病気について、医療費の月額自己負担額を1つの医療機関につき1万円（国保加入の高額所得者は2万円）までとする制度です。

詳しくは、加入している各健康保険窓口にご確認ください。

【国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者 および 医療費助成制度に関するお問合せ先】

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話（0137）62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話（01398）2-3111

3 治療用装具

医師の指示により、治療上の必要性からコルセット等の治療用装具を購入した場合に、その費用の一部が療養費として支給される制度です。

詳しくは、加入している各健康保険窓口にご確認ください。

また、医療費助成制度の適用を受けている方は、各健康保険で手続き終了後にその自己負担額の一部または全額が助成されますので、下記窓口にてあわせて手続きをしてください。

【国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者 および 医療費助成制度に関するお問合せ先】

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話（0137）62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話（01398）2-3111

4 重度心身障がい者（児）医療費助成制度

重度心身障がい者の保険診療自己負担を町が負担する医療費助成制度です。

【対象者】

- ・身体障害者手帳：1級～2級及び3級（内臓機能障がいに限る）
- ・療育手帳：A判定
- ・精神障害者保健福祉手帳：1級（通院のみ）

※上記手帳をお持ちの方で、所得の額が規定で定める額以下の方

【条件】各健康保険のいずれかに加入していること。

※国民健康保険・健康保険組合・社会保険・共済組合・後期高齢者医療制度など

【助成の開始】受給者証交付申請日から。ただし、やむを得ない理由で申請が遅れた場合は受給資格を有した日。なお、身体障害者手帳をお持ちの方は手帳交付月の初日までさかのぼることができる場合があります。

【自己負担】

- ・町民税課税世帯：医療費の1割に相当する額（上限あり）
- ・町民税非課税世帯：初診時一部負担金のみ（医科 580 円 歯科 510 円 柔整 270 円）

※いずれの場合も、満 18 歳到達年度末までのお子様の自己負担はありません。

【その他】

後期高齢者医療制度に加入されている重度心身障がい者の方につきましては、低所得及び一定以上所得者を除き後期高齢者医療による 1 割負担と同額の自己負担を求めることとなるため、重度心身障がい者医療費助成費制度により給付する医療費がないことから受給者証は交付されません。

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話 (0137) 62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話 (01398) 2-3111

5 ひとり親家庭等・子ども医療費助成制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、重度心身障がい者医療費助成制度に該当にならない方は、上記制度を受給できる場合があります。

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話 (0137) 62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話 (01398) 2-3111

6 障害認定による後期高齢者医療制度

75 歳以上の方と 65 歳～75 歳未満で一定の障がいのある方が対象となる医療制度です。

【対象者】 65 歳～75 歳未満の方で、以下のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳：1 級～3 級、4 級の音声・言語機能障がい、肢体不自由の一部
- ・療育手帳：A 判定
- ・精神障害者保健福祉手帳：1 級又は 2 級
- ・年金証書：障がいの等級 1 級又は 2 級

（その他の障がい受給者：障害年金証書等により、同等の障がい確認できる場合）

【助成の開始】

- ・65 歳～75 歳未満：障害認定の申請日から対象
- ・65 歳未満：65 歳の誕生日から対象

【自己負担】原則 1 割負担（一定以上所得のある方は 2 割又は 3 割負担）

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話 (0137) 62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話 (01398) 2-3111

7 小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、児童の家庭の医療費の負担軽減を図ります。

【対象者】 法律に定める小児慢性特定疾病にかかっている原則 18 歳未満の児童

【助成額】 所得の状況に応じて、医療費の自己負担の一部が助成されます。

問合せ先	八雲保健所	電話 (0137) 63-2168
------	-------	-------------------

8 特定医療費（指定難病）受給者証

原因が不明で治療法が確立されていない疾患（いわゆる難病と言われている疾患）で、国（一部道で指定された疾患もあります。）で指定された難病について、医療費負担の軽減を図ります。

【対象者】

- ・道内在住者の方で、疾患毎の認定基準を満たす方
- ・軽症者特例（指定疾患毎の認定基準に満たないが、月毎の総医療費が 33,330 円を超える月数が年間の内、3 ヶ月以上ある方）が適応される方

問合せ先	八雲保健所	電話 (0137) 63-2168
------	-------	-------------------

9 高齢者等のインフルエンザワクチン予防接種

【対象者】

(1)65 歳以上の方

(2)60～64 歳で身体障害者手帳 1 級（心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいに限る）の交付を受けている方

【内容】

対象の(2)に該当する方は、身体障害者手帳を持参し、希望する医療機関を受診してください。

- ・町内の医療機関で接種する場合は、書類等の手続はありません。
- ・町外の医療機関で接種した場合は、通帳、領収書をご持参のうえ保健福祉課（シルバープラザ）健康推進係、熊石総合支所 住民サービス課で払戻の手続をしてください。

【実施時期】 10 月～翌年 2 月

【自己負担額】 2,000 円（生活保護の方は自己負担なし）

問合せ先	シルバープラザ 健康推進係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 住民福祉係	電話 (01398) 2-3111

10 高齢者等の肺炎球菌ワクチン予防接種

【対象者】

- (1)当該年度中に 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になる方
- (2)予防接種実施日に 60～64 歳で身体障害者手帳 1 級（心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいに限る）の交付を受けている方

※過去に 1 回でも肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けた方は対象外

【内容】

対象の方には 4 月に案内しますので、ご確認ください。

- ・町内の医療機関で接種する場合は、町が発行する受診券をご持参のうえ、接種してください。
- ・町外の医療機関で接種した場合は、通帳、領収書をご持参のうえ、保健福祉課（シルバープラザ）健康推進係、熊石総合支所 住民サービス課で払戻の手続きをしてください。

【実施時期】 4 月～翌年 3 月

【自己負担額】 4,000 円（生活保護の方は自己負担なし）

問合せ先	シルバープラザ 健康推進係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 住民福祉係	電話 (01398) 2-3111

■年金について

1 障害基礎年金

ケガや病気などが原因で精神や身体に障がいをお持ちの方で、仕事をするとき、また、日常生活を送るうえで支障のある方に年金を支給する制度です。

【支給要件】 障害基礎年金は、以下の(1)から(3)までの3つの条件を満たしたときに支給されます。

(1)国民年金の加入中に初診日のある方

(2)20歳未満のときに初診日のある方が、20歳に達したとき

(3)60歳で加入をやめたが、65歳以前に初診日があり、老齢年金を繰り上げて受給していない方

※(1)と(3)については、保険料納付期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あることが条件です。ただし、初診日において65歳未満で、初診日が令和8年4月1日前にあるときは、直近の1年間に未納がなければ受けられます。

【障がいの認定時】

初診日から1年6ヵ月を経過した日、または障がい（症状）が固定した日

【年金額】（令和5年4月現在）

偶数月の原則15日に2ヵ月分まとめて支給されます。

・1級：年額972,250円（月額81,020円）

・2級：年額777,800円（月額64,816円）

【子の加算】

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子か、20歳未満の障がい者）がいるときは、次の額が加算されます。

・1人目、2人目：（1人につき）年額223,800円

・3人目以降：（1人につき）年額74,600円

問合せ先	役場住民生活課 社会係	電話（0137）62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話（01398）2-3111

2 障害厚生年金

(1)障害厚生年金（1級・2級）+障害基礎年金

厚生年金の被保険者が、在職中に初診日のある傷病やケガにより、初診日から1年6ヶ月たった日あるいは1年6ヶ月たたない間に治った日（症状が固定した日）に、国民年金法の障害等級表の1級または2級に認められたときに、障害基礎年金と障害厚生年金が支給されます。ただし、

初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上は、保険料納付済期間および免除期間であることが必要です。

(初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。)

(2)障害厚生年金（3級）

上記の在職時および納付要件のある方の障がい程度が3級に該当する場合、厚生年金保険から独自に支給されます。

(3)障害手当金（一時金）

上記の在職時および納付要件のある方の傷病が、初診から5年以内に治癒し、3級よりやや軽い障がいが残ったときに支給されます。

問合せ先	函館年金事務所	電話（0138）56-1165
------	---------	-----------------

3 船員保険

被保険者または被保険者であった方の職務上および通勤による障がいについて、一定の保険給付を行うものです。

問合せ先	函館年金事務所	電話（0138）56-1165
------	---------	-----------------

4 各種共済年金

組合員である間に初診日のある傷病により、障害認定日において定められた障害程度に該当する状態になったときに支給されます（ただし、在職中は原則として停止されます）。その程度が1級または2級の場合は、原則として障害基礎年金も支給されます。

問合せ先	各共済組合
------	-------

5 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方が受給できる制度です。

【対象者】

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方（ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る）

※障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

【支給額】（令和5年1月現在）

- ・障害基礎年金1級相当に該当する方：基本月額53,650円
- ・障害基礎年金2級相当に該当する方：基本月額42,920円

※本人の所得が一定の額以上であるときは、支給額の全額又は半額が停止される場合があります。

※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。（特別障害給付金の額を上回る場合は、支給されません。）

問合せ先	函館年金事務所	電話（0138）56-1165
------	---------	-----------------



■ 手当について

1 児童扶養手当

父又は母に重度の障がいがあり、児童（18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童又は、20歳未満で一定の障がいの状態にある児童）を監護する方に支給されます。

【支給月額】（令和5年4月現在）

- ・ 1人目の児童 44,140円（所得により減額）
- ・ 2人目の児童 加算月額 10,420円（所得により減額）
- ・ 3人目以降の児童 加算月額 6,250円（所得により減額）

問合せ先	役場住民生活課 児童係	電話（0137）62-2112
------	-------------	-----------------

2 特別児童扶養手当

障がいのある児童（20歳未満）を監護する方に支給されます。

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給月額】（令和5年4月現在）

- ・ 1級（重度）53,700円
- ・ 2級（中度）35,760円

問合せ先	役場住民生活課 児童係	電話（0137）62-2112
------	-------------	-----------------

3 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童に支給されます。

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給月額】 15,220円（令和5年4月現在）

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話（0137）64-2111
------	-----------------	-----------------

4 特別障害者手当

重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給月額】 27,980円（令和5年4月現在）

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話（0137）64-2111
------	-----------------	-----------------

5 外国人高齢者・障害者福祉給付金

大正15年4月1日以前に生まれた方や昭和37年1月1日以前に生まれて重度の障がいがあり、制度上の制約により公的年金を受給できなかった外国人及び帰化者に支給されます。

【支給月額】

- ・高齢者 12,000円
- ・障がい者 25,000円

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話（0137）64-2111
------	-----------------	-----------------

6 冬期福祉手当

在宅で身体障害者手帳（1～2級）、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けていて、かつ非課税世帯の方に冬期間経済的支援として支給されます。

【支給年額】 5,000円（令和5年4月現在）

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話（0137）64-2111
------	----------------	-----------------

■ 保険・貸付制度・町営住宅について

1 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者を扶養している方が生存中に一定額の掛け金を納付することにより、万一死亡又は重度の障がいをお持ちになった時に、残された心身障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。

問合せ先	渡島総合振興局保健環境部 社会福祉課	電話 (0138) 47-9537
------	--------------------	-------------------

2 生活福祉資金の貸し付け

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない障がいのある方などに対し、必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。

(1)総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付けを受けることにより自立が見込まれる世帯へ貸付けする資金です。

総合支援資金は「生活支援費」「住宅入居費」「一時生活再建費」の3つがあります。

資金種類	使途内容	貸付限度額	償還期間
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間 原則3月、最長12月以内）	月額20万円以内 (単身世帯は月額15万円以内)	10年以内
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	

【利子】連帯保証人を立てる場合は無利子。立てない場合は年1.5%

(2)-①福祉資金緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な少額の費用を貸付けます。緊急小口資金を利用するにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法にもとづく自立相談支援機関による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意し

ていることを要件とします。(一定の安定した収入があり、一過性の事由により資金を必要としている場合を除く。)

資金種類	使途内容	貸付限度額	償還期間
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となる場合	10万円以内	12月以内

【利子】無利子

(2)-②福祉資金福祉費

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用を貸付けします。

資金の種類	貸付限度額	償還期間
①生業を営むために必要な経費	460万円	20年以内
②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円	8年以内
③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年以内
④福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年以内
⑤障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年以内
⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	10年以内
⑦負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年以内の場合は170万円、1年6月以内の場合は230万円	5年以内
⑧介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年以内の場合は170万円	5年以内

	1年6月以内の場合は 230万円	
⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年以内
⑩冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年以内
⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年以内
⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年以内
⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年以内

【利子】連帯保証人を立てる場合は無利子。立てない場合は年1.5%

(3)教育支援資金

教育支援資金は、高等学校、大学、高等専門学校就学に際し必要な経費「教育支援費」と、入学に際し必要な経費「就学支度費」の2つがあります。

資金種類		貸付限度額	償還期間
就学支度費		50万円以内	20年以内
教育支援費	高等学校（専修学校高等課程含む）	月額 3.5万円以内	（貸付額により期間の目安あり）
	高等専門学校	月額 6万円以内	
	短期大学（専修学校専門課程含む）	月額 6万円以内	
	大学	月額 6.5万円以内	

【利子】無利子

※高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含みます。）

※大学（短期大学および専修学校の専門課程を含みます。）

※掲載している内容以外にも条件がありますので、各窓口にてご相談ください。

問合せ先	八雲町社会福祉協議会（シルバープラザ内）	電話（0137）64-2112
	八雲町社会福祉協議会熊石支所 （熊石総合支所内）	電話（01398）2-2816

3 町営住宅

入居者の募集は毎月『広報やくも』に掲載しています。

なお、心身障がい者世帯の入居にあたっては、配慮されますのでご相談ください。

問合せ先	役場建設課 管理係	電話（0137）62-2115
	熊石総合支所地域振興課 建設水道係	電話（01398）2-3111

■各種団体・サークルについて

下記、団体・サークルが、会員の交流や福祉の増進並びに文化的向上を目的とした活動をしています。

	団体名	連絡先	電話番号
★	八雲町身体障害者福祉協会	会長 佐橋 忠男	090-7651-9023
★	熊石身体障害者福祉協会	八雲町社会福祉協議会 熊石支所	(01398)2-2816
★	八雲町手をつなぐ育成会	NPO 法人エンジョイライフ	(0137)62-3300
★	精神障がい者リハビリクラブ 太陽の会	※	※
	八雲町認知症家族の会 リフレッシュクラブ	八雲地域包括支援センター (シルバープラザ内)	(0137)65-5001
	なないろの会	シルバープラザ 健康推進係	(0137)64-2111
★	わっぱの会	丹内 達次郎	090-9080-9421
★	八雲精神障害者家族会 やくも『虹の会』	会長 新井 清	090-7280-3864

※「精神障がい者リハビリクラブ 太陽の会」は、連絡先を公開していませんので、会への参加希望などは八雲町保健福祉課障がい者福祉係（電話 0137-64-2111）までご連絡ください。

★が付いている 6 団体は、79～80 ページに紹介記事を掲載しております。



■その他

1 障害者差別解消法について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。（令和 3 年 5 月改正（令和 6 年 4 月 1 日施行））

この法律では、障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否する「不当な差別的取扱い」が禁止され、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務とされています。

不当な差別的取り扱いを受けた場合、あるいは合理的配慮の提供を受けられなかった場合など、障害者差別解消法に関して相談したい方は、下記窓口までご連絡ください。

【不当な差別的取扱いの例】

- ・障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- ・「障がい者不可」「障がい者お断り」と表示・広告する。

【合理的配慮の例】

- ・障がい者専用の駐車スペースを入口近くに設ける。
- ・知的障がい者に、ゆっくりと短い文章で、分かりやすく話しかける。
- ・聴覚障がい者に、筆談で対応する。
- ・視覚障がい者に分かるように、書類を読み上げる。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

(町窓口で解決が難しい場合の相談先)

問合せ先	障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 (北海道渡島総合振興局社会福祉課)	電話 (0138) 47-9537
------	--	-------------------

2 災害時要援護者名簿登録のご案内

災害時に自力で避難することができない在宅の高齢者や障がい者等の方々に災害時要援護者名簿の登録をしていただき、町と覚書を交わした町内会や民生委員に名簿を提供します。

町内会等が自宅を訪問し、誰が支援してどこに避難させるか等を相談しながら「避難支援プラン（個別計画）」を作成し、災害時には、避難の支援をするとともに、日頃から見守りや声かけ活動を行います。

【対象者】

次にあげる方のうち、災害時に自力で避難することが困難な方

- ・ 75 歳以上の高齢者のみの世帯

- ・介護保険の要介護度が3～5の方
- ・身体障害者手帳1～2級（内部障害は3級も含む）、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの方

- ・その他、難病患者や、前各号に掲げる方以外で支援を必要とする方

【登録方法】

75歳以上の高齢者のみの世帯の方は自動的に登録されますが、要介護認定者、障がい者の方は登録にはご本人の同意が必要です。該当となる方に同意書を送付いたしますので、ご記入のうえご返送いただくか、シルバープラザ保健福祉課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所のいずれかへご提出ください。

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

3 SOSネットワークについて

認知症の高齢者や障がい者が行方不明となったときに、警察だけではなく、地域の関係機関などが捜索に協力して、速やかに発見・保護するしくみで、行方不明となる可能性のある認知症高齢者、障がい者などの情報を事前に登録しておくものです。

障がい者等が行方不明となった場合に、ご家族等からいただいた情報を、ネットワークに登録している関係機関に発信し、行方不明者の早期発見につなげます。

【対象者】 行方不明となる可能性のある高齢者及び障がい者（事前登録にご協力ください。）

【利用者負担】 無料

問合せ先	シルバープラザ 包括支援係	電話 (0137) 65-5001
	熊石総合支所住民サービス課 住民福祉係	電話 (01398) 2-2365

4 介護マーク入り名札の配布について

障がい者や高齢者の介護は、周りから見て介護中であることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれることがあるため、周囲の人に介護中であることを伝えて、温かく見守ってもらえるよう、「介護マーク」入り名札を希望者に無料で配布しています。

【利用が想定される場面】

- ・介護中であることを周囲にさりげなく知ってもらいたい。
- ・公共施設やスーパーなど人が集まる施設のトイレに付き添う。
- ・男性介護者が女性用下着などを購入する。
- ・病院などで一人でも受診できそうな方への受診の付き添い。

【対象者】

- ・町内に住所を有する障がい者や高齢者等の介護を行っている方（介護者の方は町内在住でなくても構いません。）
- ・町内に所在する介護サービス事業所などで介護に携わっている方
- ・介護に携わるボランティアを行っている方



問合せ先	シルバープラザ 包括支援係	電話 (0137) 65-5001
	熊石総合支所住民サービス課 住民福祉係	電話 (01398) 2-2365

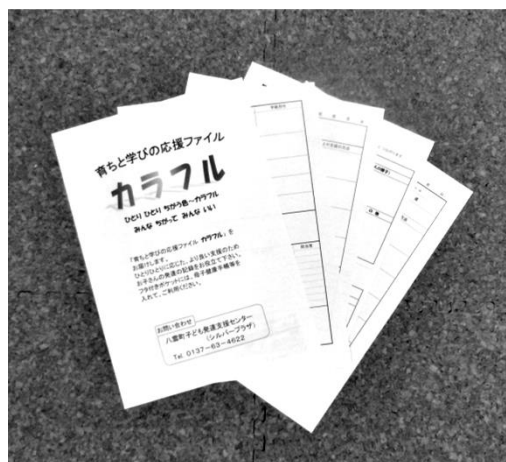
5 育ちと学びの応援ファイル「カラフル（療育カルテ）」のご紹介

お子さんの成長に合わせて保健・福祉・教育・就労などの関係機関による連携した支援を受けられるよう、これまで活用されていた「育ちと学びの応援ファイル（個別の支援計画）」にシートを追加して、生涯使っていただけるファイルです。

「育ちと学びの応援ファイル カラフル」は、ご本人と保護者のものです。保護者がお子さんの発達につまずきや不安を感じたときに、このファイルを必要に応じて支援者が関係している方々に見てもらい、お子さんの状況を理解

してもらうことにより、お子さんひとりひとりに応じた、より適切な支援を受けることができます。

「育ちと学びの応援ファイル カラフル」は、八雲町子ども発達支援センターでお渡ししています。また、八雲町のホームページからもダウンロードできます。



問合せ先	子ども発達支援センター（シルバープラザ内）	電話 (0137) 63-4622
------	-----------------------	-------------------

6 八雲町地域自立支援協議会のご案内

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基本指針に基づき、八雲町障害者福祉計画の進行管理を行うとともに、障がいのある人の地域生活支援に関することについて協議する協議会です。

協議会の開催は、あらかじめ町広報や町ホームページでお知らせしており、原則公開としているため傍聴することも可能です。また、会議開催後は、会議の内容を町ホームページで公表しておりますので、会議の内容を確認することができます。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

7 ナスバ（自動車事故対策機構）について

ナスバ（自動車事故対策機構）より、交通事故被害者世帯の皆さんに次の援護制度をご紹介します。

(1) 重度後遺障害者となられた方へ介護料支給

【対象者】

自動車（バイクを含む）事故で、脳や脊髄または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方（自損、他損、時期は問いません。）

【支給額】

後遺障害の程度や介護サービス、介護用品の購入などに応じて、月額 36,500 円～211,530 円の範囲で支給。

【注意】

介護保険サービス、労災の介護給付等との併用はできません。ただし、自立支援法に基づくサービスを受けられている場合や入院している場合も対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

(2) 交通遺児等育成資金の貸付

【対象者】

自動車（バイクを含む）事故により、死亡または重度後遺障害（脳損・脊損）を負われた方の義務教育終了前の子（0 歳～中学校卒業まで）

【申込者】

対象者を扶養している保護者（生活困窮家庭に限ります。）

【貸付金額】

一時金（貸付時）155,000 円

貸付期間中、毎月 10,000 円または 20,000 円（選択制）

ほかに、小・中学校入学時に入学支度金 44,000 円（希望者）

【貸付期間】

貸付決定時から中学校を卒業するまで

【利子】

無利子

【返還方法】

原則として 20 年以内の月々均等払い（進学・病気等による猶予制度等あり）

(3)交通遺児等友の会

【対象者】

自動車事故により、保護者が亡くなったり、重い後遺障害を残すこととなった家庭の中学校卒業までのお子様であれば、入会することができます。また、会費等は一切不要です。

【申込者】

対象者を扶養している保護者

【活動内容】

旅行会や交流会、レクリエーションの開催

書道、絵画、写真などコンテストの開催

会報の配布（年 4 回）

【参加期間】

中学校を卒業または 20 歳を迎えるまで

【費用等】

無料



問合せ先	自動車事故対策機構 函館支所
------	----------------

電話 (0138) 88-1007

■ 参考資料

1 雇用安定制度内容

障がい者の方々の雇用については、障害者雇用促進法、雇用対策法、職業安定法等によって、次のような援護が行われています。

援護の措置	内 容	金 額 等
雇用率の設定	雇用主に対して、一定率以上の障がい者を雇用することが義務づけられています。 ・民間企業 2.3% ・国、地方自治体 2.6% ・都道府県等の教育委員会 2.5%	
障害者トライアル雇用奨励金	(1) 障害者トライアル雇用奨励金 障がい者等の適性や業務遂行可能性を見極めるため、ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用した事業主に奨励金が支給されます。 (2) 障害者短時間トライアル雇用奨励金 精神障がい者または発達障がい者をハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用するものであって、雇入れ時の週の労働時間を10時間以上20時間未満とし、試用雇用期間中に週の労働時間を20時間以上とすることを旨とする事業主に奨励金が支給されます。	受給額 試用雇用労働者1人につき月額最大40,000円 (試用期間最長3ヶ月) 受給額 試用雇用労働者1人につき月額最大40,000円 (試用期間3ヶ月以上12ヶ月以内)
特定求職者雇用開発助成金	(1) 特定就職困難者コース 障がい者等をハローワーク等の紹介で継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対して支給されます。	(ア) 短時間労働者以外の労働者として雇入れた場合 ①重度障がい者等を除く身体・知的障がい者 助成期間：2年(1年) 支給額：120(50)万円 ②重度障がい者等 助成期間：3年(1年6ヶ月) 支給額：240(100)万円 (イ) 身体・知的・精神障がい者を短

		<p>時間労働者として雇入れた場合 助成期間：2年（1年） 支給額：80（30）万円</p> <p>※（）内は中小企業事業主以外に対する助成期間、支給額です。</p> <p>※短期間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である方をいいます。</p>
	<p>(2) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース</p> <p>発達障がい者や難治性疾患患者をハローワーク等の紹介で継続して雇用する事業主に対して支給されます。</p>	<p>(ア) 短時間労働者以外の労働者として雇入れた場合 助成期間：2年（1年） 支給額：120（50）万円</p> <p>(イ) 短時間労働者として雇入れた場合 助成期間：2年（1年） 支給額：80（30）万円</p>

※上記の他にも障がい者の雇用にあたっては、事業主に対してのさまざまな助成がありますので、ハローワーク八雲（0137-62-2509）へお問い合わせください。

※各種助成金の支給申請については、ハローワーク函館（0138-26-0735）へお問い合わせください。

※助成金によっては、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が所掌しているものもありますのでハローワークから別の機関をご案内することもあります。

問合せ先	函館公共職業安定所八雲出張所（ハローワーク八雲）	電話（0137）62-2509
------	--------------------------	-----------------

2 据え置き型拡大読書器設置場所のご案内

拡大読書器は、書類等の小さな文字をテレビモニターで50倍まで拡大して見ることができますので、ご利用を希望される方は、各施設の職員に申し付けてください。

【設置施設】

- ・ 役場住民生活課
- ・ シルバープラザ（談話コーナー）
- ・ 町立図書館
- ・ 熊石総合支所

【利用できる日時】

各施設の開館時間

八雲町内
障がい者対応トイレ・オストメイト対応トイレ

	施設名	障がい者 対応トイレ	オストメイト 対応
官 公 庁 の 庁 舎	八雲町役場	○	×
	シルバープラザ	○	×
	熊石総合支所	×	×
	相沼泊川出張所	×	×
	落部支所	○	×
	八雲保健所	×	×
	八雲地方合同庁舎	○	○
文 化 ・ 体 育 施 設	公民館	○	×
	八雲町総合体育館	○	×
	八雲町温水プール	○	×
	八雲町立図書館	○	×
	八雲町郷土資料館	×	×
	八雲町町民センター	×	×
	八雲町ふれあい交流センターくまいし館	○	○
	落部レクリエーションセンター	○	×
	パノラマパーク	○	○
	熊石青少年村	×	×
	梅村庭園	×	×
	熊石歴史記念館	×	×
	スポーツ公園	×	×
	町営スキー場	○	×
ひらたないスキー場	×	×	
学 校 施 設	落部小学校	○	×
	東野小学校	×	×
	野田生小学校	×	×
	山越小学校	×	×
	浜松小学校	○	×
	八雲小学校	○	×
	熊石小学校	×	×
	落部中学校	×	×
	野田生中学校	○	×
	八雲中学校	○	○
	熊石中学校	×	×
	八雲高等学校	○	○
病 院 施 設	八雲総合病院	○	○
	熊石国保病院	○	×
	八雲ユーラップ医院	○	×
	まきた循環器内科クリニック	×	×
交 通 機 関	八雲町内のJR駅	×	×
商 用 施 設	はぴあ八雲	○	○
	ツルハ八雲本町店	○	×
	ツルハ八雲店	×	×
	サツドラ	×	×
	ラルズマート	×	×
	マックスバリュ	○	×
	エーコープ	○	×
	ホームック	○	×
	ケーズデンキ	○	○
	ハーベスター八雲	○	×

4 共生サロンのご案内

障がい者、高齢者、子どもなど、地域のいろいろな方が交流し、互いの理解を深め、尊重し合う共生型社会をめざし設置した場です。八雲町には次の2か所があり、様々な用途に利用することができます。利用できる日時、料金などは各サロンにお問い合わせください。

【町内の共生サロン】

施設名	住所	連絡先
共生型サロンきずな	八雲町立岩 55 番地 10	電話 (0137) 68-2820
共生サロン「八雲シンフォニー」	八雲町東町 273 番地	電話 (0137) 62-4300



5 身体障害者手帳障がい程度等級

総別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢		体		不		自		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害					
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害		
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったもの)をい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のも				1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のも 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を肘関節以上で欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が50度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなれば大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びびとさし指の機能を全廃したものの 2 両上肢のおや指及びびとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能を全廃したものの 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両上肢を肩関節以上で欠くもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	1 両上肢を肩関節以上で欠くもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢を肩関節以上で欠くもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢を肩関節以上で欠くもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢を肩関節以上で欠くもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢を肩関節以上で欠くもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢を肩関節以上で欠くもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢を肩関節以上で欠くもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢を肩関節以上で欠くもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢を肩関節以上で欠くもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢を肩関節以上で欠くもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢を肩関節以上で欠くもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	

総別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害	音声機能、言語機能又はそれより著しく機能の障害	肢		体		不		自		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
				上肢	下肢	下肢	体幹	体幹	体幹	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもので(耳介に接しなればば話言語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話言語の最良の聴音明瞭度が50パーセント以下のもの	音声機能、言語機能又はそれより著しく機能の障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の五指の機能を著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能を著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 両上肢のおや指の機能を著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を著しい障害を欠くもの 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能を著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	1 両上肢のおや指の機能を著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を著しい障害を欠くもの 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能を著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動に支障のあるもの	

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそれより低い機能の障害		肢		体		不		自由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害					
		聴覚障害	平衡機能障害	上肢	下肢	体幹	脳病変による運動機能障害	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害			
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴カレベルが70デシベル以上もの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴カレベルが90デシベル以上、他側耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの		1 一上肢のおよび指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリフトラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害				乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
7級				1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの			上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの										
備考																			

1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6 上肢又は下肢末端の断端の長さは、実円長(上腕)においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したものをいう。
7 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

6 療育手帳の障がい程度について

区 分	内 容
A 判定（重度）	知能指数がおおむね 35 以下で、日常生活に常時介護を要し、下記のいずれかに該当する方 (1) 食事・着脱衣・排便及び洗面など日常生活に介護を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である方 (2) 頻繁なてんかん様発作または失禁・異食・寡動その他の問題行動を有し監護を必要とする方 (3) 盲・ろうあ、または肢体不自由を有する方であって知能指数がおおむね 50 以下である方
B 判定（中・軽度）	上記以外の知的障がいの方

※障がい程度は日常生活、社会生活などの能力を総合的に判断するため、知能指数だけでは一概に区分できません。
 ※判定は北海道心身障害者総合相談所又は函館児童相談所にて行います。

7 精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準（1級）

障 害 等 級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1 級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1. 2 に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 （上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）

精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準（2～3級）

障 害 等 級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
2 級 （精神障害であつて、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取が援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1～8のうちいくつか該当するもの)
3 級 （精神障害であつて、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持を自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物はなおむねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬はなおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応はなおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用はなおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつか該当するもの)

8 障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

1	アイカルディ症候群	46	カーニ-複合	91	結節性硬化症
2	アイザックス症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	92	結節性多発動脈炎
3	IgA腎症	48	潰瘍性大腸炎	93	血栓性血小板減少性紫斑病
4	IgG4関連疾患	49	下垂体前葉機能低下症	94	限局性皮質異形成
5	亜急性硬化性全脳炎	50	家族性地中海熱	95	原発性局所多汗症
6	アジソン病	51	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	96	原発性硬化性胆管炎
7	アッシャー症候群	52	家族性良性慢性天疱瘡	97	原発性高脂血症
8	アトピー性脊髄炎	53	カナバン病	98	原発性側索硬化症
9	アペール症候群	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	99	原発性胆汁性胆管炎
10	アミロイドーシス	55	歌舞伎症候群	100	原発性免疫不全症候群
11	アラジール症候群	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	101	顕微鏡的大腸炎
12	アルポート症候群	57	カルニチン回路異常症	102	顕微鏡的多発血管炎
13	アレキサンダー病	58	加齢黄斑変性	103	高IgD症候群
14	アンジェルマン症候群	59	肝型糖原病	104	好酸球性消化管疾患
15	アントレー・ピクスラー症候群	60	間質性膀胱炎（ハンナ型）	105	好酸球多発血管炎性肉芽腫症
16	イソ吉草酸血症	61	環状20番染色体症候群	106	好酸球性副鼻腔炎
17	一次性ネフローゼ症候群	62	関節リウマチ	107	抗糸球体基底膜腎炎
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	63	完全大血管転位症	108	後縦靭帯骨化症
19	1p36欠失症候群	64	眼皮膚白皮症	109	甲状腺ホルモン不応症
20	遺伝性自己炎症疾患	65	偽性副甲状腺機能低下症	110	拘束型心筋症
21	遺伝性ジストニア	66	ギャロウェイ・モウト症候群	111	高チロシン血症1型
22	遺伝性周期性四肢麻痺	67	急性壊死性脳症	112	高チロシン血症2型
23	遺伝性膀胱炎	68	急性網膜壊死	113	高チロシン血症3型
24	遺伝性鉄芽球性貧血	69	球脊髄性筋萎縮症	114	後天性赤芽球病
25	ウィーバー症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	115	広範脊柱管狭窄症
26	ウィリアムズ症候群	71	強直性脊椎炎	116	膠様滴状角膜ジストロフィー
27	ウィルソン病	72	巨細胞性動脈炎	117	抗リン脂質抗体症候群
28	ウエスト症候群	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	118	コケイン症候群
29	ウェルナー症候群	74	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	119	コステロ症候群
30	ウォルフラム症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	120	骨形成不全症
31	ウルリッヒ病	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	121	骨髄異形成症候群
32	HTLV-1関連脊髄症	77	筋萎縮性側索硬化症	122	骨髄線維症
33	ATR-X症候群	78	筋型糖原病	123	ゴナドトロピン分泌亢進症
34	ADH分泌異常症	79	筋ジストロフィー	124	5p欠失症候群
35	エーラス・ダンロス症候群	80	クッシング病	125	コフィン・シリス症候群
36	エプスタイン症候群	81	クリオピリン関連周期熱症候群	126	コフィン・ローリー症候群
37	エプスタイン病	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	127	混合性結合組織病
38	エマヌエル症候群	83	クルーゾン症候群	128	鰓耳腎症候群
39	遠位型ミオパチー	84	グルコーストランスポーター1欠損症	129	再生不良性貧血
40	円錐角膜	85	グルタル酸血症1型	130	サイトメガロウイルス角膜炎
41	黄色靭帯骨化症	86	グルタル酸血症2型	131	再発性多発軟骨炎
42	黄斑ジストロフィー	87	クドウ・深瀬症候群	132	左心低形成症候群
43	大田原症候群	88	クローン病	133	サルコイドーシス
44	オクシピタル・ホーン症候群	89	クロンカイト・カナダ症候群	134	三尖弁閉鎖症
45	オスラー病	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症	135	三頭筋素欠損症

136	CFC症候群	187	先天性核上性球麻痺	238	突発性拡張型心筋症
137	シェーグレン症候群	188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	239	特発性間質性肺炎
138	色素性乾皮症	189	先天性魚鱗癬	240	特発性基底核石灰化症
139	自己貪食空胞性ミオパチー	190	先天性筋無力症候群	241	特発性血小板減少性紫斑病
140	自己免疫性肝炎	191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	242	突発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	192	先天性三尖弁狭窄症	243	特発性後天性全身性無汗症
142	自己免疫性溶血性貧血	193	先天性腎性尿崩症	244	特発性大腿骨頭壊死症
143	四肢形成不全	194	先天性赤血球形成異常性貧血	245	特発性多中心性キャスルマン病
144	シトステロール血症	195	先天性僧帽弁狭窄症	246	特発性門脈圧亢進症
145	シトリン欠損症	196	先天性大脳白質形成不全症	247	特発性両側性感音難聴
146	紫斑病腎炎	197	先天性肺静脈狭窄症	248	突発性難聴
147	脂肪萎縮症	198	先天性風疹症候群	249	ドラベ症候群
148	若年性突発性関節炎	199	先天性副腎低形成症	250	中條・西村症候群
149	若年性肺気腫	200	先天性副腎皮質酵素欠損症	251	那須・ハコラ病
150	シャルコー・マリトウス病	201	先天性ミオパチー	252	軟骨無形成症
151	重症筋無力症	202	先天性無痛無汗症	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
152	修正大血管転位症	203	先天性葉酸吸収不全	254	22q11.2欠失症候群
153	ジュベール症候群関連疾患	204	前頭側頭葉変性症	255	乳幼児肝巨大血管腫
154	シュワルツ・ヤンベル症候群	205	早期ミオクロニー脳症	256	尿素サイクル異常症
155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性	206	総動脈幹遺残症	257	ヌーナン症候群
156	神経細胞移動異常症口	207	総排泄腔遺残	258	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	208	総排泄腔外反症	259	ネフロロン癆
158	神経線維腫症	209	ソトス症候群	260	脳クレアチン欠乏症候群
159	神経フェリチン症	210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	261	脳腱黄色腫症
160	神経有棘赤血球症	211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	262	脳表ヘモジデリン沈着症
161	進行性核上性麻痺	212	大脳皮質基底核変性症	263	膿疱性乾痒
162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	213	大理石骨症	264	嚢胞性線維症
163	進行性骨化性線維異形成症	214	ダウン症候群	265	パーキンソン病
164	進行性多巣性白質脳症	215	高安静脈炎	266	バージャー病
165	進行性白質脳症	216	多系統萎縮症	267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
166	進行性ミオクローヌステんかん	217	タナトフォリック骨異形成症	268	肺動脈性肺高血圧症
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	218	多発血管炎性肉芽腫	269	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	219	多発性硬化症/視神経脊髄炎	270	肺胞低換気症候群
169	スタージ・ウェーバー症候群	220	多発性軟骨性外骨腫症	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
170	ステイーヴンス・ジョンソン症候群	221	多発性嚢胞腎	272	バッド・キアリ症候群
171	スミス・マガニス症候群	222	多脾症候群	273	ハンチントン病
172	スモン	223	タンジール病	274	汎発性特発性骨増殖症
173	脆弱X症候群	224	単心室症	275	PCDH19関連症候群
174	脆弱X症候群関連疾患	225	弾性線維性仮性黄色腫	276	非ケトーシス型高グリシン血症
175	成人スチル病	226	短腸症候群	277	肥厚性皮膚骨膜炎
176	成長ホルモン分泌亢進病	227	胆道閉鎖症	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
177	脊髄空洞症	228	遅発性内リンパ水腫	279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	229	チャージ症候群	280	肥大型心筋症
179	脊髄髄膜瘤	230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	281	左肺動脈右肺動脈起始症
180	脊髄性筋萎縮症	231	中毒性表皮壊死症	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
181	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	232	腸管神経節細胞僅少症	283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
182	前眼部形成異常	233	TSH分泌亢進症	284	ピッカースタッフ脳幹脳炎
183	全身性エリテマトーデス	234	TNF受容体関連周期性症候群	285	非典型溶血性尿毒症症候群
184	全身性強皮症	235	低ホスファターゼ症	286	非特異性多発性小腸潰瘍症
185	先天性異常症候群	236	天疱瘡	287	皮膚筋炎/多発性筋炎
186	先天性横隔膜ヘルニア	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	288	人性汎細気管支炎

289	肥満低換気症候群	315	ペルーシド角膜辺縁変性症	341	網膜色素変性症
290	表皮水疱症	316	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く)	342	もやもや病
291	ヒルシスブルング病(全結腸型又は小腸型)	317	片側巨脳症	343	モワット・ウイルソン症候群
292	VATER症候群	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	345	ヤング・シンプソン症候群
293	ファイファー症候群	319	芳香族L-アミノ酸脱炭素酵素欠損症	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
294	ファロー四徴症	320	発作性夜間へモグロピン尿症	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
295	ファンコニ貧血	321	ホモシスチン尿症	348	4p欠失症候群
296	封入体筋炎	322	ポルフィリン症	349	ライソソーム病
297	フェニルケトン尿症	323	マリネスコ・シェーグレン症候群	350	ラスマッセン脳炎
298	フォンタン術後症候群	324	マルファン症候群	351	ランゲルハンス細胞組織球症
299	複合カルボキシラーゼ欠損症	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	352	ランドウ・クレフナー症候群
300	副甲状腺機能低下症	326	慢性血栓閉栓性肺高血圧症	353	リジン尿性蛋白不耐症
301	副腎白質ジストロフィー	327	慢性再発性多発性骨髄炎	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	328	慢性膵炎	355	両大血管右室起始症
303	ブラウ症候群	329	慢性特発性偽性腸閉塞症	356	リンパ管腫症/ゴーム病
304	ブラダー・ウィリ症候群	330	ミオクロニー欠伸てんかん	357	リンパ脈管筋腫症
305	プリオン病	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	358	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
306	プロピオン酸血症	332	ミトコンドリア病	359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
307	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	333	無虹彩症	360	レーベル遺伝性視神経症
308	閉塞性細気管支炎	334	無脾症候群	361	レンチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
309	β-ケトチオラーゼ欠損症	335	無βリポタンパク血症	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
310	パーチェット病	336	メーブルシロップ尿症	363	レット症候群
311	ベスレムミオパチー	337	メチルグルコタン酸尿症	364	レノックス・ガストー症候群
312	ヘパリン起因性血小板減少症	338	メチルマロン酸血症	365	ロスムンド・トムソン症候群
313	ヘモクロマトーシス	339	メビウス症候群	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症
314	ベリー症候群	340	メンクス病		

経過的に対象となっている疾病

○ 下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等*の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

* 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

① 平成27年1月1日以降に対象外になった疾病	
劇症肝炎	重症急性膵炎
② 平成27年7月1日以降に対象外になった疾病	
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレー症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病
③ 令和元年7月1日以降に対象外になった疾病	
正常水頭症	強皮症(全身性強皮症を除く。)

9 障害福祉サービス、障害児通所支援事業者のご紹介

えぬぴーおーほうじん

NPO法人エンジョイライフ

○就労継続支援B型かつら共同作業所

障がいにより企業に就職することが困難な方に対して、雇用契約を結ばずに働く訓練の場所を提供します。

○指定共同生活援助まごころ

障がいを持った方が、必要な援助を受けて共同で生活する、いわゆる「グループホーム」です。

○指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所のどか

障害福祉サービスの利用申請にあたり、サービス等利用計画についての相談などの支援を行います。

○無料低額宿泊所エンジョイハウスみおん（海音）

無料低額宿泊所とは、社会福祉法に規定する「生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業」を行う施設のことです。

連絡先：NPO法人 エンジョイライフ 住所：八雲町東雲町12番地28 電話：0137-62-3300

社会福祉法人 きずな会

共同生活援助施設（支援ハウス）と就労継続支援B型（きずなファーム）とが一体的に支援を行っています。

共生型支援ハウスきずな・支援ハウスきずなⅡ （共同生活援助施設）

- ・ 共同生活の中で、お互いに支え合い・認め合いながら自立した生活ができるように
- ・ 明るい家庭的な雰囲気の中で、自分を大切にしながら一人ひとりが自立するように

〒049-3123 八雲町立岩55-10 ☎0137-68-2820

就労支援事業所 きずなファーム（就労継続支援B型事業所）

- ・ 人格を尊重し、個性を大事にして「仕事をすることに喜びを覚えていただく」事業所
- ・ 障がいの程度に応じて「誰でも何かはできる」事業所
- ・ 就労に伴う工賃に満足できる「働き甲斐のある」事業所

〒049-3342 八雲町山崎409-2 ☎0137-68-2835

みんながって、みんなマル!



nana

療教育®型
発達サポート



安心の送迎
サービスも
あります。

将来のそれぞれの自立に向けて、楽しみながら訓練していきます。

児童発達支援

対象年齢 0～5歳（未就学児）

言葉の習得など発達ゆっくりなお子さま、保育園などの集団生活になじめず困っているお子さま。遊びを通じて、「小集団」でこそこできる経験を重ね訓練していきます。

放課後等デイサービス

対象年齢 6～18歳（小・中・高校生）

学童保育などの大きな集団よりも、小さな集団でゆっくりとした関わりを求めているお子さま。放課後や長期休暇において生活能力、社会への適応能力などを高めていきます。

お問い合わせ

nana ふじみ教室

八雲町富士見町 166-4

TEL 66-5086

事業所番号：0151502267

nana うちうら教室

八雲町内浦町 240-3

TEL 66-5558

事業所番号：0151502218

nana プラス教室

八雲町本町 125-62

TEL 66-5786

事業所番号：0153600465

小さな成功体験を積み重ねて、

できる



よろこぶ



たのしむ



の心を丁寧に育みます。

障害者居宅介護事業所明かり

指定障害福祉サービス事業所

「親切・丁寧・気配り」の介護サービス提供

提供するサービス 居宅介護

八雲町に在住されているご高齢者や、ご病気や障害を抱えながら頑張っている方々

ご家族で介護なさっている方々のために、障害者総合支援法に基づいて

お力添えを致したく安心・適切な介護サービスを提供しています。

介護に関するご不安やお悩みについて、お気軽にご相談ください。

ヘルプーステーション 明かり 有限会社

二海郡八雲町宮園町35番地3

TEL 0137-62-3081

FAX 0137-62-3083

就労継続支援B型事業所
共生サロン「八雲シンフォニー」

*障がいをお持ちの方の就労の機会の提供と一般就労に向けての訓練を行います。

- ♪作業時間→平日9:00~16:00
 - ♪主な作業内容
 - ・軽食喫茶、カフェ（調理、接客など）
 - ・パン工房（お菓子作り、パン作り、販売など）
 - ・ゲストハウス（清掃、ベットメイキングなど）
 - ・農作業（野菜、漢方生薬栽培、販売、宅配など）
 - ・木工品や手芸品づくり、名刺やはがき印刷（パソコンでの原稿作成含む）ラベル貼り、袋詰めなど
 - ・清掃 ・漁具修繕 …など
 - ♪工賃→時給200~250円（手当のつく作業もあります）
 - ♪昼食→給食があります
 - ♪送迎→八雲町市街地はできます。（片道15分程度）
- ※体調にあわせて、週数回、半日のみ等の利用も可能です。

放課後等デイサービス
「フライン」

*障がいや発達に特性のある就学児童・生徒が、放課後や長期休みに利用できる福祉サービスです。

- ♪八雲地域内、学校・ご自宅まで送迎あり
- ♪対象者→小学校1年生~高校3年生

共生型事業（八雲シンフォニー）の紹介

- ♪平日の昼間はオープンサロンとして、ご注文いただくなくてもご利用いただけます。
- ♪夜間・休日は会議、研修会、サークルなどでご利用いただけます。

共同生活援助事業所
ぐるーぷほーむ“ホット”

*障がいをおかえる方が共同で生活し、助けあいながら自立を目指す場です。

- ♪費用→月額45,000~50,000円程度（食事込み）
- ♪居室→7畳（クローゼット付き）

特定相談支援事業所
障がい児相談支援事業所えがお

*障がいをおかえる方や、ご家族からの相談に応じて、ご本人が自分らしく安心して生活できるように、障害福祉サービスや障害児通所支援などの必要な情報の提供や助言等、またサービス等利用計画作成のお手伝いをします。

- ♪利用時間→月曜~金曜 8:30~17:00

ご見学・ご相談・ご質問はこちら

☎0137-62-4300 平日8:30~17:00
メール: symphony@yakumo-genkimura.com
NPO法人 やくも元気村



障害のある方々の
就労を叶えます

ご家族の方のご相談にも対応致します

仕事
決まったよ!

実績多し!!

障害者手帳、障害者基礎年金の証明書
自立支援医療受給者証をお持ちでない
方もお気軽にご相談ください。

障害者就労移行支援事業所
函館市深堀町1-7

ジョブシード

今すぐお電話を!

0138-83-8018
080-1896-1077

ジョブシード 検索

jobsp.hirano@gmail.com

10 障がい関係団体のご紹介

こんにちは！

熊石身体障害者福祉協会です！

熊石身体障害者福祉協会は、熊石地域の身体障害者手帳をお持ちの方々と構成されている団体です。

また、この会に賛同し一緒に活動している賛助会員の方もいらっしゃいます。少人数で年4回の「集い」を行っています。

《1年間の主な活動》

「春の集い」→定期総会及び昼食懇親会 「冬の集い」→新年会

「夏の集い」「秋の集い」→昼食会及びレクリエーション

《会員会費》年額1,000円です。

《お問い合わせ》熊石身体障害者福祉協会事務局へ

八雲町社会福祉協議会 熊石支所 〒043-0415 八雲町熊石根崎町116番地熊石総合支所内

☎01398-2-2816 Fax01398-2-2817



あなたも太陽の会にはいませんか

八雲町・福祉団体

太陽の会へようこそ

私たち「太陽の会」は、八雲の在宅精神障がい者が集い、様々な活動を通じて、社会参加することを目的に発足しました。

内 容：①楽しむ ②自立 ③プログラム作り ④バス旅行など

活 動 日：毎週木曜日（11:30～15:00）会費：100円

活動場所：八雲町公民館2階研修室（変更する場合あり）

連 絡 先：八雲町保健福祉課障がい者福祉係

シルバープラザ内（八雲町栄町13番地 ☎0137-64-2111）



代表・菊田幸江

＜身体障害者手帳をお持ちの皆さんへ＞ あなたも仲間になりませんか？

私たちは同じ境遇にいる方々が集まり会員の親睦とつながりを目的に、いろんな行事を行っています。

渡島管内の身体障害者スポーツ大会への参加や、バスの視察研修旅行、新年懇親会などを行い会員の皆様は楽しく参加されています。

★ 新たに手帳の交付を受けられた方にも是非加入していただきたいと思います。

私たちの会に入りませんか。当会の活動に参加し、障害のある方々のサポートをして

頂く賛助会員も募集しています

◎お問い合わせ連絡先 八雲町身体障害者福祉協会 会長 佐橋忠男 携帯090-7651-9023

やくもちょう て いくせいかい
八雲町手をつなぐ育成会

手をつなぐ育成会とは？

知的障がいのある人とその家族、支援者でつくる全国組織です。八雲町手をつなぐ育成会は、昭和53年に知的障がいのある人に対する理解を深めて、人格や人権の尊重と共生社会の実現による福祉の増進に寄与することを目的に設立された団体です。

育成会の活動

- ☆こんな制度があればという政策の提言に向けて、力と知恵をあわせた運動を行います。
- ☆家族・子育てなど、親たちの不安と悩みを共に話し合うところから支えあいます。
- ☆障がいの権利が守られる社会の実現を目指します。
- ☆障がいがあるからこそ行き届いた教育を受けさせたい。その願いの支援を行います。
- ☆障がいを持った方の「働きたい」という思いを支えます。
- ☆会員を対象に15万円を限度額として生活貸付制度があります。

やくもちょう て いくせいかい
 八雲町手をつなぐ育成会 会長 ちば たかし
 千葉 隆

れんらくさき ばんち
 連絡先: NPO法人 エンジョイライフ 住所: 八雲町東雲町12番地28 でんわ
 電話: 0137-62-3300

◆やくも朗読サークル◆

視覚に障害のある方や高齢者などに、広報などの情報や読書の楽しさを伝え、朗読サーブスを提供することを目的に、2006年から活動しています。

毎年図書館視聴覚ホールで幻灯朗読会を、年数回図書館ロビーでロビー朗読会を開催。

「広報やくも」「議会広報」のほか、図書や北海道新聞「卓上四季」「いずみ」の録音CDを作製し、八雲町立図書館で貸出ししています。ぜひご利用ください。

その他、ご希望に応じ、図書や資料の朗読や、録音CDの作製を行います。お気軽にご相談ください。



【連絡先】〒049-3115 八雲町出雲町 8-8 TEL0137-63-3816 (代表 太田)

わっぱの会

精神・知的障がいの者の自主グループ

障がいをもつ仲間が自主的に集まれる場所を持ち、お互いに助け合い励まし合えることを目的に始めました。八雲町・近隣の町の障がい者の方が週に一度集まり、ひとときを過ごしています。

調理の練習、買い物、レクリエーション、ミーティング、その他（お茶を飲んだり、情報交換したり）生活等の相談もしています。

いつ : 毎週土曜日 10:00~16:00

どこで : 八雲町公民館

費用は : 昼食の材料費として 70~300 円位

連絡は : 丹内達次郎 ☎ 090-9080-9421



「発達障害」や「精神疾患」

の家族を抱えて、一人で悩んでいませんか。

私たちは、やくも『虹の会』という

精神障がい者家族会です。

例会は月に一度。

主に八雲総合病院で開催しています。

やくも『虹の会』会長 新井清



例会では、そんな家族ゆえの悩みや、疑問などをお互いに話し、聞いてもらいながら、障がいについての理解を深め、利用できるサービスや施設の情報などを共有しています。話しを聞いて帰るだけでも大丈夫です。一人で悩まず、どうぞ例会に来てみてください。

連絡先電話番号 090-7280-3864



障がい者のしおり（改訂版）

令和5年4月発行

発行 八雲町保健福祉課

〒049-3117

二海郡八雲町栄町 13 番地 1 シルバープラザ内

TEL : 0137-64-2111

FAX : 0137-64-4411